

特216

609

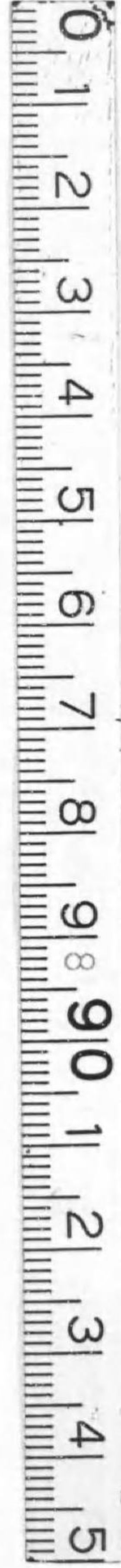
親鸞聖人傳

西光義遵著

教化叢書

— 4 —

布教研究所



始



特216
609



親鸞聖人傳

龍谷大學教授

西光義遵著

教文化叢書

- 4 -

本願寺布教研究所



序

この親鸞聖人傳は、一昨年「響流」誌上に八回に亙つて連載したもので、同編輯局が、これを教化叢書第四輯として別行すると云ふのである。然るに今これを補筆する暇なく、また現代の聖人傳としては、尙ほ一層の研究を加へて紹介すべきだと思ひ、意に充たぬものがあるけれども、これに依つて、多少とも聖人の御一生を偲んで下されば結構と存じます。

聖人は日本が生むだ偉人傑僧であられ、その宗教は日本的佛教の典型であつて、國民の精神界に輝く一大明星であることに異論はない。爾來七百有餘年の間、いつも「御開山聖人のときの如く」省みられ、聖人に還ることが推進力となつて浄土眞宗が發展して來たものであり、今の御定教も即ち親鸞教であることは申す迄もない。それで求道の機會に於いても、聖人の御一生を龜鑑とし、その著作眞文を身讀することが必要

二
となるわけで、斯うした意味から、この小著がなにほどか読者に貢献したいものと、
と念願して已まぬのであります。

昭和十六年四月宗祖御命日の朝

著者記す

親鸞聖人傳目次

第一講 出生

第一節 聖人出現の時機……………一

第二節 聖人の俗姓……………六

第二講 修學

第一節 出家……………九

第二節 登山……………三

第三節 祈請……………五

第三講 吉水入門

第一節 法然上人……………一八

第二節 聖人入室……………二〇

第三節 師資道契……………二四

第四講 非僧非俗

第一節 信仰と風儀……………二六

第二節 念佛停止……………二九

第三節 聖人の流罪……………三三

第四節 惠信尼……………三七

第五講 關東行化

第一節 越後在往……………四〇

第二節 常陸行化……………四二

第三節 唯信鈔書寫……………四五

第四節 下野及び其他諸國行化……………四七

第五節 助業と利他……………五〇

第六節 同朋同行……………五三

第六講 歸洛

第七節 同行は東人……………五五

第八節 教行信證……………五七

第一節 動機と年時……………六三

第二節 當時の京都……………六五

第三節 眞宗の和述……………六六

第四節 法義通信……………七〇

第五節 善鸞への心遣ひ……………七三

第六節 聖人晩年の研學……………七六

第七講 入滅

第一節 遷化……………七九

第二節 送葬……………八二

第三節 遺影……………八四

第八講 淨土眞宗の發祥

第一節 聖人の化風……………六

第二節 聖人の遺族と遺弟……………六

第三節 眞宗教團の設備……………七

第四節 佛教と眞宗……………七

聖人略年譜……………七

親鸞聖人傳

西光義 遵著

第一講 出生

第一節 聖人出現の時機

日本御歴代の諸天皇が、盛んに佛教をお弘めあそばされたことは、歴史上明かな事實であつて、まことに有りがたい極みと申さねばならぬが、後白河法皇の御撰である『梁塵秘鈔』を拜見すると、法皇が深く阿彌陀佛を御信仰あそばされた御趣きを窺ひ奉るのであつて、其中に左の如き御詠を拜するのである。

阿彌陀佛の誓願ぞ返すくもたのもしき一度み名を稱ふれば佛になるとぞ説いたまふ(佛歌)

極樂淨土は一所つとめなければ程遠し我等が心の愚にて近きを遠しと思ふなり(極樂歌)

十方佛土の中には西方をこそ望むなれ九品蓮臺の間には下品なりとも足んぬべし(同上)

我らは何して老ぬらむ思へばいとこそあはれなれ今は西方極樂の彌陀の誓を念すべし(雜法文歌)

さぞ遊ぶ淨土の植木とりぬれば花咲き實なるぞあはれなる(同上)

慈悲の眼はあざやかに蓮のごとくぞ開けたる智慧の光はよりくに朝日のごとくあきららかに(同上)

われらが心にひまもなく彌陀の淨土を願ふかな輪廻の罪こそおもくとも最後に必ず

迎へたまへ(同上)

よろづを有漏と知りぬれば阿鼻の炎をも心から極樂淨土の池の水も心澄みては隔てなし(同上)

法皇は二條・六條・高倉・安德・後鳥羽の五天皇にわたる三十四年の間、院中に政治をみそなはせ給ひ、高倉天皇の嘉應元年六月御落飾、後鳥羽天皇の建久三年三月崩御遊ばされたので、法皇の法住寺・蓮華王院(三十三間堂)長講堂は法華御信仰の爲め御建立になつたものと窺ひ奉るが、叡山・熊野・石清水・加茂などへ行幸あらせられし御修善の御詠も、今に多く拜見せらるゝ中に於て、淨土往生の叡願を詠じ給ひしことは、まことに有難い極みである。

法皇の院政時代、即ち高倉天皇の安元元年、法然上人は阿彌陀如來の專修念佛を決信して淨土宗を建て、その二年前なる承安三年、親鸞聖人が御誕生になつたのであるが、その時分は、源信僧都已來漸興した淨土教が、次々に現はれる高僧によつて道俗

貴賤の間に普及徹底し、其の教への持つ特長が、時機を得てますます發揮しつゝあつたのである。

法然上人に就いて見るに、保元・平治の亂は、二十臺の年齢に經驗して居り、武士が勢力を占め、殊に平家が有勢であつたけれども、後源氏がこれに代ることゝなつて、法皇崩御の四箇月後、即ち後鳥羽天皇の建久三年七月、源頼朝に對して征夷大將軍の御宣下があつた。さうして武士の勃興は、これまで長い間政權を持つてゐた貴族の衰頽を反證し、政治は未曾有の一大變動をきたし、遂に變則な武家政治が現はれるやうになつて、其の間、武力闘争が續いたから、之を鎮定すべき政治上の苦心は、想像するにさへ痛々しいのであつて、法皇がいとも御宸襟を惱まし給ひしことは恐懼措く能はざる所であるが、當時、皇室及び貴族に關係ある諸大寺の宗教的實力も頓に減退し、世間亂離の苦惱を除くことが出来なかつたのであるから、法皇が法華や彌陀を御信仰あらせられたと云つても、それは諸大寺の舊佛教でなく、寧ろこの難局に乗り出

した漸興淨土教であつたので、南都北嶺を見捨て、靜かに眞摯に道を求める「聖」の多くが、ひたすら實踐を主として淨土を願生してゐた事實は顯著である。そして法然上人は、かゝる時勢をリードした善知識であつて、其の善知識の教が即ち淨土宗であつた。上人は、後白河法皇御臨終の善知識として奉侍したばかりでなく、公卿や庶民の爲め易行專修の念佛を勧め、以て鎌倉時代の燈炬となつたのであるが、我が親鸞聖人はその弟子となつて正直に師説を信受し、且つ淨土宗が淨土眞宗と云はれることを明かにせられたのである。

聖人の出現は即ち淨土眞宗の顯現であつて、淨土眞宗は阿彌陀如來の眞實淨土に生れしめたまふことを現實に信する宗教であつて、現に光明攝取の生活をよろこび、その體驗は淨土に生れるといふ希望をますます力強いものにするのである。ゆるにたい現世を逃れると云ふやうな消極的なものではない。

前代の末期から、世の苦しみに喘ぐ人の語として、末法時到來と云ふことが云はれ、

殊に舊勢力から顛落せんとした者は、痛切に之を感じたものであるが、新しい武家政治が行はれるやうになつてからは、この末法時を乗り越える自信がついて、之を積極的に考へるやうになつた。末法五濁なればこそ念佛が盛んであると云ふやうな力強い信念は、武士が政治を擔當する時勢に合致するものであつて、文學でも藝術でも、この時代の作品には實力がはみ出てゐるから、淨土宗が、この力を獲得して眞宗となるのも亦自然でなければならぬ。親鸞聖人は恰もこの時に出世したのであるが、然し其の力を把握する爲には、一方ならぬ難行苦行があつたのである。

第二節 聖人の俗姓

親鸞聖人の傳記は、その曾孫覺如上人が作つた傳繪、即ち『御傳鈔』が最初に公表せられたものとして注意され、それには聖人を以て日野有範の子としてあり、上人當時に出來た『本願寺留守職系圖』も、聖人の李女尼覺信を日野皇太后宮大進有範孫としてあ

つて、日野家は、藤原氏内膳公の末孫有國の子資業に始まり、資業は山城國日野に法界寺を建立した人で、阿彌陀堂、藥師堂及び兩堂の本尊は、當時の遺物として、いま國寶に指定せられて居る。その資業から四代の孫が有範で、これを『御傳鈔』に有國五代の孫と云つたので、有信の子が有範となつてあるが、別の系圖では、有信の曾孫が有範であるとし、他にも不審があるけれども、いまは『御傳鈔』に傳へられた俗系に依つて置く。有範に範綱・宗業の二兄あり、範綱は後白河法皇に近侍し奉つたもので、法皇が御かくれ遊ばされた時の中陰に、聖覺法印を導師として阿彌陀佛像を造立供養したことが記録にあるので、『御傳鈔』に範綱を出だす時も、「于時從四位上前若狹守後白河上皇の近臣也」と記してある。宗業は、『歎徳文』に聖人の伯父としてあり、文筆を以て朝廷に仕へ、遂に從三位に上つた人であるが、日野家はこの已前已後に多くの學者が出てゐて、大學頭、文章博士、侍讀などの經歷を持つ人があつた。これらの事實に依るも、聖人の父や伯父等が、朝廷に仕へて有勢であつたことが知られるわけ

であるが、其の母や母の出た家に就ては明かな文献がなく、源義親の女吉光女が母だと云ふ説なども、當初に逆上つて證明することが出来ぬのである。聖人には三人の弟があつて、第一の尋有は叡山東塔善法院の坊主であつたが、次の兼有と共に、聖人の晩年に弟子として眞宗に歸依したのであるが、兼有律師が父有範の中陰中に加點した大經が、いま本願寺に存してある。第三の行兼と云ふ弟のことは不明である。また『本願寺系圖』に、行兼の弟に有意ありとしてあるが、これも不明である。

前述の如く日野は學者の家で、儒教を世襲したものであるが、それは資業が山城國宇治郡日野の地に家をたてたことに始まるので、日野と云ふ處は藤原氏が傳領したものであつて、こゝに在つた左大臣基平の日野の山莊がそのころ世に知られてゐる。その近所には醍醐寺・法琳寺・淨妙寺などの名刹があつて、淨妙寺は木幡に在り、木幡の近くに三室戸寺がある。日野有範公を御室戸大進入道殿といふ御室戸は即ち此處である。又その南に宇治の平等院があるなど、日野の郷は環境に恵まれ、この勝地に聖

人が生れられたと云ふので、近世に至つて日野別堂を建て、以て聖人誕生の遺蹟を傳へてゐる。

第二講 修 學

第一節 出 家

『御傳鈔』に、聖人は九歳の春のころ、慈鎮和尚の住持する青蓮院で剃髮したとあり、聖人九歳といへば安徳天皇の養和元年に當り、慈鎮和尚が青蓮院に住し、無動寺・法性寺を兼管した時で、當年和尚は二十七歳、法印に叙せられたのであるが、建久三年十一月、三十八歳にして權僧正並びに天台座主に任せられ、同七年十一月座主を辭職したが、建仁元年四十七歳、翌年辭職、同十一月二十七日平等院の檢校となり、更に其の翌年四十九歳で大僧正に任せられ、五十八歳・五十九歳の兩度また座主に還

補せられ、嘉祿元年九月二十五日、七十一歳で示寂し、養和元年には大僧正となつてゐないけれども、『御傳鈔』は後に書いたものであるから、和尚を前大僧正と云つたのである。然るにこの出家の動機は如何と云ふに、父の有範が三室戸に隠棲して入道となつて居り、この後に聖人の弟が出家して尋有僧都とか兼有律師とか云はれてゐたことは上述の如くであるが、四歳にして父に、八歳にして母に死別したと云はれてゐることは、後世の傳へであつて、確證のない傳説である。最もこれは『御傳鈔』に見えぬけれども、覺如上人の御時代に、聖人が幼少の時父を喪はれたから、伯父範綱卿の猶子となつたと云ひ傳へたやうで、『最須敬重繪詞』にそれを記してある。これと『御傳鈔』に範綱が聖人の養父であるとするこゝと關係あらうと思ふが、然しこれは四歳の時、父に死別したと考ふべき記事でない。また當時の出家は貴族のふるい習慣であつたから、早く二親を喪ふたと云ふ悲しい事に遇はなくても、出家したものが多かつたのである。聖人の出家も、さうした習慣によつたものであらうかとも思はれぬではな

い。然しこの想像が當らぬのは、日野家は儒者の家柄だけに、出家した者が少いことに關せず、父有範が早く入道し、其子がみな出家してゐるのは、何か深い事情があつたに違ひない。有範の二兄が朝廷に重用せられてゐたことは前述の通りであるが、末弟有範の事蹟については之を窺ふべき記録がない所から、その不遇を察すれば三室戸に隠棲したことも首肯せられる次第であつて、末弟の不遇は經濟的にも恵まれなかつたかと思ふ。その頃、叡山は尚ほ多くの寺領があつたから、生活の安定を得るため出家することもあつた。是れはあながち經濟のためとは限らぬけれども、慈鎮和尚の兄弟は、十人の中の六人、和尚の兄九條兼實の子は、九人の中五人まで出家してゐると云ふ例もある。むしろ多くの出家の中には、眞劔に法を求めんとして出家した者があつたので、親鸞聖人が其一人であつたことは、何よりも出家以後の學行が實證してゐるのである。

第二節 登山

聖人はそれから比叡山に登り、源信僧都の跡を慕ふて不斷念佛を御修行になつたので、御傳鈔に「とこしなへに楞嚴横川の餘流をたゞへて、四教圓融の義にあきらかなり」と顯してある。叡山横川の中堂は首楞嚴院と云ひ、初め慈覺大師が開創し、後慈慧僧正が法華堂や慧心院を増建し、同僧正の弟子として源信僧都が現はれたのである。僧都は圓融天皇の永觀二年、即ち四十三歳になつた年の十一月、こゝで往生要集を著し、以て阿彌陀如来の念佛一門が行じ易く覺り易い道だと云ふことを委しく顯はされ、みづから之を正行して日本淨土教の祖師と仰がれ、この教行を實修した弟子は源信門徒と云はれて、同じく横川の法義を汲んでゐたのである。これより先にも、叡山では慈覺大師以來不斷念佛を修行する者が多く、これが爲に常行堂が建立せられ、叡山以外でも京都六波羅の空也上人、播磨書寫山の性空上人、大和多武峰の増賀聖人の

やうに此の念佛を修行する者があつて、源信僧都はこれらの聖と略ぼ同時代に現はれ、其門徒が殊に名高かつたのである。そこで親鸞聖人も、叡山に登つて横川に傳はる念佛を御修行になり、聖人の御内室惠信尼さまが、聖人は比叡の山の堂僧であつたと云はれたのも此事を指すのである。即ち常行堂で念佛を修する堂僧であらせられ、常行堂は阿彌陀堂とも云はれたのであるから、その念佛が彌陀の念佛であつたことは申すまでもない。そして此の彌陀念佛は、もと慈覺大師の始めたる天台止觀の行業であるから、身口意の三業にかけて阿彌陀佛を念すと云ふものであつたけれども、口業の稱名念佛が易行であるから、口稱が發達して廣く流行するやうになり、殊に源信僧都がこれを彌陀の行業として勸めてから、往生極樂の道として世に信用せられるやうになつたのであつて、聖人も、亦彌陀の念佛によつて極樂往生を願はう、と一心に學行あらせられたのである。

かやうに叡山の念佛は、天台止觀の一行として修せられ、一念三千の哲理とか、そ

の道理を悟るための一心三觀が念佛と相即するわけで、念佛者はまた法華の行者であつた。ゆゑに源信僧都の御入寂の後、諸處の大寺に常行堂や阿彌陀堂のない寺がない程に流行したけれども、其の御堂は法華堂と一對になつてゐて、法華堂と阿彌陀堂とを擔ひ堂と云ふのも此の事情に由るのである。それだから如何なる困難の觀行も厭はず、ますます其の効果が現はれるやうに努力すべきは勿論のことであつて、稱名は入定觀念の爲の行なるが故に、常行不斷の稱名は心念を運び心念相續は稱名を斷たぬのである。現に然うした念佛者がゐて、法華の靈驗を得た高僧も少くなかつたのであるから、親鸞聖人も斯うした道を歩いて、悟りの境界に入らうと志望せられそれも二十年の長き間、倦まず怠らずに努力あらせられたことを思へば、その學行の淺くなかつたことも察し得られる次第である。聖人が、たゞ流行を逐ふところの念佛者ではなく、深く學行に達していらつしやつたことは、その著書が、博學でなければ書けぬと云ふことでわかるし、また長時不退に觀行を勵修したことは、聖人の深刻なる自己批判に

現はれてゐる。

聖人の自己反省とはこれまで廣く知られてゐるやうに、「こゝにつらく出要をうかひふてこの思惟をなさく、定水をこらすといへども識浪しきりにうごき、心月を觀ずともいへども妄雲なほおほふ、しかるに一息つがざれば千載にながくゆく、なんぞ浮生の交衆をむさぼつて、いたづらに假名の修學につかれん、すべからず勢利をなげすて、たゞちに出離をねがふべし」と御考へになつたことを云ふのである。この歎息は徹底して道を求める聖人の、全く深い反省によるのであつて、如何に聖人の求道が眞劍であつたかと云ふことが知られる。それだから決して自暴自棄でなく、勢利をなげすて、まつしぐらに出離解脱の道を願ふ動機をつかみ、熱心な求道はこれが爲にいよいよ熾烈となつた。

第三節 祈 請

何としても出離解脱の道を得たいと云ふ一念で、叡山でも、根本中堂や所屬の神佛

に向つてこれを祈請していらつしやつたに違ひない。このことを歎徳文に「近くは根本中堂の本尊に對し、遠くは枝末諸方の靈輻に詣でて、解脱の徑路を祈り眞實の知識を求む、ことに歩みを六角の精舎に運んで百日の懇念をいたす」と記し、惠信尼の書狀には、聖人は百日の間、六角堂に籠らせたまひて、後世のたすかる道を、唯だ一すちに仰せ出されたいと祈られしに、聖德太子示現して、文を示されたと云ふ意味のことを書きあらはし、又これを御傳鈔には土御門天皇の建仁元年即ち聖人二十九歳の春のこととし、聖德太子の本地身たる救世(觀音)菩薩が示現して、行者宿報設女犯、我成玉女身被犯、一生之間能莊嚴、臨終引導生極樂と仰せられたと顯し、尙ほまた別に聖德太子示現の文として、敬禮大慈阿彌陀佛、爲妙教流通來生者、五濁惡時惡世界中、決定即得無上覺也と云ふ四句が御傳鈔に顯はしてあつて、惠信尼の書中に太子示現の文と云ふは、まさしく後の四句を指すのであらうと思ふが、前の四句は、道俗男女みなともに、阿彌陀如來の慈悲誓願によつて淨土に引導せられるぞ、と、御本地身救世

菩薩が御告げになつたと云ふのである。このことは、聖人が惠信尼にしばし御物語りあつたので、その書中、上の文についで、たゞ後世の事は、善き人にも惡しき人にもおなじやうに、生死を出づべき道をば、唯だ一すちに仰せられ候ひしを、うけ給はり定めて候ひし、と書き記してある。百日の間、降る日も照る日もわかつたず、如何なる大事にも六角堂へ参りつゞけた聖人が、善惡の凡夫、道俗男女みなともに同じく救はれる道があるぞ、法然上人に遇うて、その道をたづねよとの告命を戴かれたる聖人の感激は、果して如何ばかりでおはしましたであらうか。想像するさへ勿體ないと思ふのである。

聖人は後聖德太子を讚仰して、救世觀音大菩薩、聖德皇と示現して、多々(父)のごとくすてずして、阿摩(母)のごとくにそひたまふ、大慈救世聖德皇、父のごとくにおはします、大悲救世觀世音、母のごとくにおはします、と述べられ、また其の觀世音菩薩を安置する所の六角堂は、平安京以前に聖德太子が御自ら建て置かれた靈場である、

と皇太子奉讚に述べられてあり、御崇敬の厚かつたことが知られる次第で、その六角堂は、現に今も京都市に在る天台宗頂法寺を指すのであるが、頂法寺より六角堂と號する方が早くから有名であつて、建仁元年よりも四十年程以前、後白河法皇の御代の記録に依れば、關白九條兼實の邸宅が四條坊門東洞院に在つて、その側の六角堂は、多くの道俗が參詣する名利だと記してあり、また京都の名利が古來たいてい東山・西山に在つたのに拘らず、六角堂が市内に在つたことは、全く太子信仰の盛んな爲であつて、同寺の觀世音菩薩が太子念持の御本尊であらせられた、と云ふことが元亨釋書にも記載してある。そして觀世音菩薩はまた阿彌陀如來の脇侍として、大勢至菩薩と共に衆生濟度の用を顯したまふ菩薩であらせられる。

第三講 吉水入門

第一節 法然上人

法然上人は、淨土宗を御開きになつた祖師であつて、淨土宗開立の事實は、佛教史上、空前の偉業であつたのである。偉業と云つても、大寺を建立するとか、立派な佛像を造顯するとか云ふやうなものではなく、一切のあらゆる男女道俗が、阿彌陀佛の御名を稱へる一行で救はれることを説き、それが國家に於いても、舊佛教に於いても重大事件として注意したことは、これまで傳へられてゐる通りであるが、時代の要求に應ずることの出来る力は、社會的に試みられるに従つて、いよく強大となつた。従つて淨土宗がそれほどの力を獲得するやうになつたのは決して平凡な道を経歷したものでないことも明かである。

上人は十三歳にして比叡山に登り、四十三歳にして山を下られ、其の間三十年、しかも又、嵯峨の清涼寺を始めとして南都、醍醐、御室などの先達を歴訪して、求法修行に専念せられたのであるが、顯密の教行を捨て、往生淨土の道に入つたのは、永萬元年即ち三十三歳の時であつたと云はれるに拘らず、それでも尙ほ黒谷に踏み止まつ

て研究を續けた結果、善導大師の釋によつて廓然大悟し、高倉天皇の安元元年春、即ち四十三歳にして専修念佛の門に入り、いよ／＼山を下つて吉水に移つた。それから朝野の間に専修正行の道を説き、自らも念佛を相續し、不斷念佛、別時念佛を修行して三昧を發得し、頻りに聖相を感見せられつゝあつた。

建仁元年、親鸞聖人が上人を吉水に尋ねられた時は、上人は六十九歳の高齡に達して居られた。あの大きい頭、圓くふくらんだ頬、前へのしかゝつたやうに端坐してござる上人の畫像を拜すれば、墨の衣に墨袈裟をまとひ、兩手に珠數をつまぐり乍ら、眼と口との邊には力強い決意が漲つてゐる威容が眼にうつる。

第二節 聖人入室

吉水は祇園の東の高地、圓山安養寺の内にあつた處で、勅修御傳には、「東山吉水のほとり、しづかなる地ありけるに、かの廣谷のいほりをわたして、うつりすみ給ふ」

とあり、吉水の禪房、または禪室、或はまた吉水の御房と古くから云はれ、こゝに弟子道俗が雲集してゐた。

親鸞聖人が、始めてこの禪室を尋ね参つたのは、建仁元年即ち二十九歳の年であつて、善慧房、勢觀房、聖光房を始め、甘糟太郎忠綱、熊谷直實、津戸三郎爲守、蘭田太郎成家など云ふ同行が、既に上人の教によつて法悦をつゞけてゐた時分である。聖人がこゝで聞いた教語は歎異鈔に顯はす如く「念佛して彌陀にたすけられまゐらすべし」と云ふ一句に盡きる。「自餘の行をはげみても、佛になるべかりける身が、念佛を申して地獄にもおちさふらはいこそ、すかさたてまつりてといふ後悔もさふらはめ。いづれの行もおよびがたき身なれば、とても地獄は一定すみかぞかし。」斯うした罪業深重の身を以て、彌陀の本願は老少善惡の人をえらばすと招喚したまへば、その本願の慈悲を頂戴する外にたすけられる法はない。「彌陀の本願まことにおはしませば、釋尊の説教虚言なるべからず、佛説まことにおはしませば、善導の御釋虚言した

まふべからず、善導の御釋まことならば、法然のおほせ、そらごとならんや「彌陀のまことは法然上人として具現したまふた。上人は彌陀の智慧光から現はれた本師であつて、その説きたまへる法は取りも直さず彌陀のまことであり、それが淨土眞宗である。淨土眞宗は如來の本願にておはします、本願の慈悲を以ていづれの行もおよび難き身をたすけますことを、本師の言下に、卒直に信ずることを得たまふた。

眞の知識にあふことは、かたきがなかなになほかたし

諸佛方便ときいたり、源空ひじりとしめしつゝ、

無上の信心をしへてぞ、涅槃のかどをばひらきける

また善導大師は淨土の宗家、法然上人別依の人師ではあるが、海外唐朝の先達であらせられ、源信僧都は本朝念佛の始祖ではあるが、智行兼備の高僧であらせられる。その相承善知識の恩もさることながら、法然上人の御出世がなかつたら、日本の求道者は眞宗をさとることが出来なかつた筈である。この親鸞は、かゝる難値難見の善知識

に値遇させていたゞいたのである、とこの恵まれた機會を、幾度もくく繰り返して喜ばれるのであつた。

かやうに本節は主として歎異鈔に依つて述べたのであるが、歎異鈔十八條の中、前九條は聖人みづからの御ことばとして記してある。此の文章は、高僧和讃源空章や御本典の文體と同一であることは勿論、その内容に於いても一致してゐる。そのみでなく、惠信尼書狀に左の明文があつて、上記の説もまた御本典後序（御傳鈔第五段に引用）の説も證明してゐるから、書狀の一節を左に記しておく。

ごせのたすからするえんにあひませらせん、とたづねまいらせて、ほうねん上人にあひまらせて、又六かくだうに、百日こもらせ給て候けるやうに、又百か日、ふるにもてるにも、いかなるだいな事にもまいりてありしに、たゞごせの事は、よき人にも、あしきにも、おなじやうに、しやうじいづべきみちをば、たゞ一すぢにおほせられ候しをうけ給はりさだめて候しかば、しやうにんのわたらせ給はんと

ころには、人はいかにも申せ、たとひ、あくだうにわたらせ給ふべしと申とも、せせしやう／＼にも、まよひければこそありけめとまで、思ひまいらするみなればと、やう／＼に人の申候ひし時も、おほせ候しなり。

第三節 師資道契

建仁元年といへば、土御門天皇の御代であつて、天皇は、これより三年前の建久九年三月御即位あそばされ、在位十二年にわたらせ給ひ、承元四年十一月、皇位を順徳天皇に御譲りになつたのである。そして建仁四年二月には、元久と改元せられたのであるが、同二年、師上人撰述の選擇本願念佛集の書寫を許され、同年四月十四日、本書の内題、並びに南無阿彌陀佛往生之業念佛爲本の二十一字と、釋綽空（聖人の別名）の三字とを、上人の眞筆を以て御書き下された。由來、聖教の傳寫や校合は、前代からの慣例で随分流行したが、師匠が自撰の書を寫すことを許すやうな場合は、そ

の弟子を信用した上のごとで、殊に題號や内題を自分で書いて遣るのは、よほど信用寵愛の深い弟子に對する場合であるから、今これを以て法然・親鸞兩聖人の關係、即ち精神的合致の程が知られる譯である。釋綽空の三字は願主をあらはす意味であつて、書物の下部にこれを書くことになつて居り、親鸞聖人も、しば／＼門弟に聖教を寫し下され、むろん自筆で題號・願主、または傳領者を認められたのである。

かやうに聖人は、師上人から選擇集を付屬せられたばかりでなく、また上人の眞影を圖畫せしめられ、同二年閏七月二十九日、南無阿彌陀佛と、及び、

若我成佛十方衆生、稱我名號、下至十聲、若不生者、不取正覺、彼佛今現在成佛、當知本誓重願不虛、衆生稱念必得往生

の眞文とを、御眞筆で書き下されたのであるが、上人のこの種類の畫像は、いま我々も拜見することが出来るのであつて、例へば正和乙卯（四）年十月版刻の上人像には、賛に、上と同じく若我成佛等の文があつて、上人眞筆の文字から之を寫し、御影は鏡

を以て自見した像に依つたものである、と云ふ説明が附記せられてある。また別の贊文を書いた上人畫像もあつて、それが光明本尊や七高僧の中の上人像に傳はつてゐる。それは兎も角、聖人はかやうに師上人の恩寵を被つて、かたい道契が結ばれたのである。

第四講 非僧非俗

第一節 信仰と風儀

法然上人の勧めたまふ念佛往生の教へは、世あまねく之にこぞり、人ことごとく之に歸依し、常隨昵近の緇徒三百八十餘人の多きに上つた。親鸞聖人も、亦その高弟の一人として念佛を相續し、殊に上人を「淨土眞宗をひらき」給ひし知識、「源空聖」と仰ぎ、恩師と慕ひつゝ、法悦に浴してゐられ、さうした楽しい日が五六年續く間に、

聖人の結婚生活がはじまつた。

專修念佛は持戒破戒を問はず、在家出家をきらはず、有智無智を論せず、貴賤男女を平等に救ひたまふ大慈大悲を顯はす御法である。このゆへに現世は、念佛の申されるやに過ぐべきであつて、ひじりで申されずば妻をまうけて申すべし、妻をまうけて申されずば、ひじりで申すべし、一人ゐて申されずば同行にて申すべし、同行にて申されずば一人で申すべし、家にゐて申されずば、流行して申すべし、流行して申されずば、家で申すべし、この世は、念佛相續の出来るやうに過ぐすべしとの教語を戴くと、念佛が如何に強大なる力を以て人を牽いてゐるか、と云ふことが感せられ、それだけ生活の自由が保證せられてゐる譯である。それかと云つて、ほしいまゝに魚鳥肉食、女犯に耽るべきものではない。そこに念佛行者の自肅があり、宗門の淨化があるべき筈であるが、然し人間を人間として解放し、凡夫のありのまゝに生活せしめ給ふ慈悲を仰げば、罪惡深重煩惱熾盛衆生をたすけますます本願の尊さが感じられ、善

もほしからず悪もおそれぬと云ふ人間生活の肯定是認と、それゆへに人生を勇敢に活きる決意とが得られる。親鸞聖人の結婚生活は慈悲救済の佛願に據りどころがある。聖人が、法然上人の膝下に在りし頃、即ち建仁元年已後五六年の間に御内室を迎へられ、既に即生房と云ふ御子さまがあつたのは、史料によつて疑ひなきこととなつてゐる。また本派本願寺藏の文書の中に見える今御前も、この時分に儲けた子であつて後年、聖人は常陸の人々へ書状を以て、今御前の母の世話をたのむと云ふことを書き送られたのである。聖人の家庭に就いては、後に再び述べねばならぬからこゝでは已上の記述にとめて置くが、かやうに妻子をもつて、在家示同の生活を創められたことが、やはり信仰生活の現はれとして、眞宗獨特の風儀をなすに至つたのである。勿論斯うした事實は、決して法然門下の女犯の問題と同一視するべきでないが、問題が微妙にわたるだけに、吉水の教團は、婦人問題に關しては器々たる批難の的となり、念佛停止の噉訴となつて、複雑な事件が展開したのである。

第二節 念佛停止

即ちそれは法然上人及び門弟に對して、専修念佛を禁止すると云ふ宣言を下され、師弟子とも死罪流罪に處せられたことで、事は建永二年(即ち承元元年)二月二十八日にかゝるのであるが、これより三年前の元久元年の記録に「千年沙汰の記」と記してあるから、この已前から、しばし念佛教團に就いて兎角の噂があり、批難攻撃のあつたことが想像せられる次第である。

其の元久元年の記録とは、上人が叡山に送つた起請文、即ち謂はゆる七箇條起請文として名高い誓約を指すのであるが、上人がこれを山徒に誓約せられたのは、むろん山徒の抗議に因るのであつて、同年十月山徒が集議して、専修念佛を停止すべきことを決議したから、時の座主眞性大僧正は、その決議の趣意を以て、法然上人に詰問したのである。その趣意は、念佛を口稱とするは權説だ、そして之を専修せよと勧め、

爾餘の諸行を破毀し、甚だしきに至つては、餘善を三途の業だと云ふなど明かに過意でないか、と尋問するのであつた。吉水教團の中には無智のものや邪執の輩あり、専修念佛に名を藉りて、他宗を誹謗したり、諸行諸善を雜行だと云つて、故意に嫌貶するものがあつたかも知れぬが、それが師上人の本意でないことは申すまでもなく、上人は同年十一月七日を以て、右の起請文七箇條を認め、他宗を誹謗せないこと、及び造惡無碍の邪見に陥ることを慎むべきことなどを誓ひ、師弟子百八十九人が連署して叡山に送つたのであるが、嵯峨二尊院に傳はるところの原本に依れば、親鸞聖人も、八十六人目に「緯空」の名を以てこれに署名せられたのである。

斯うして山徒の訴へは暫く止んだけれども、この起請文が實行せられてゐないと云ふやうな世評もあつたやうで、翌年十月には、奈良興福寺の僧徒が、解脱上人貞慶を主將として、亦た念佛停止を上奏したのである。

解脱上人は法相宗の學者として、また彌勒の淨土を願生した人として法然上人とは反對に立つて居られるのであるが、然し釋迦念佛を始め、佛教を釋尊在世の昔にかへすことを理想とし、従つて戒律を興さうとせられたことを注意せねばならぬと思ふ。淨土教の發達が戒行の衰頽であるとする一派は、解脱上人の前後に律宗の復興を主張したのであるから、この點から見ても、法然・解脱二上人の立場が反對するやうな趣を呈してゐる。然しながら、元久二年十二月解脱上人の上奏した文に依ると、叡山の眞性大僧正が詰問したことを詳述してゐるもの、如く、法然が立てる念佛宗に九失ありとするのであつて、要するところ、念佛は古來八宗に備はつたものであるに關せず、一宗として別立することは許されないし、また専修念佛に拘つて萬善を妨害するのは不可であるから、七道諸國に仰せ下されて之を停止し、兼ねてまた源空並に諸弟子を罪科に處せられたい、と云ふのであつた。

朝廷では、この上奏に就いて一箇月あまり善後策を講せられたもの、やうで、その結果、門弟が淺智によつて犯す惡行を制裁することゝし、法然上人に罪を加へる譯に

はゆかぬと云ふことになつて、奈良の衆僧を慰諭したのであるが、衆僧これを肯んせす、源空を上人と呼ぶさへ不當だ、源空も諸弟子も嚴刑に處せられたく、制裁ぐらゐでは承服することが出来ぬと迫つた。

淨土宗の獨立は、教義の上から見ても社會の實際に徴するも確固不動のものであつて、それだけ法然上人の感化は上下に普及してゐたのであるから、今回の處分に就ても、頗る慎重の態度を以て臨み、右の如く少くとも源空上人だけは罪科に處せぬやうにしたいと計られたけれども建永二年二月、終に念佛停止の宣下を下されることゝなつた。それは叡山や奈良の訴へに原因すること上記の如くであつて、新しい宗教運動の勢力を除去しようとする舊佛教徒の企てが效を奏したわけである。但し其の直接の動機となつたものは、門弟の或る者と宮中の女房とが關係したと云はれ、住蓮・安樂らが六時禮讃を修するや、多くの婦人がこれに歸依し、後鳥羽院の小御所の女房らが安樂等を招いてしばし止宿させたから、院の逆鱗に觸れて遂に念佛停止の

御沙汰に及ばれたと云ふので、中には風俗を紊亂するものがあつたのであらう。念佛は持戒・破戒を問はぬと云ひ、在家・出家をえらばぬと云ふことの如きは、男女の風俗壞亂と混同され易いので問題になるのであるが、親鸞聖人の肉食妻帯、従つて淨土眞宗の風儀を論ずるものは、この點を慎重に考へなくてはならぬと思ふのである。

第三節 聖人の流罪

二月九日安樂は六條磧で斬刑に處せられ、同月二十八日法然上人は土佐國に流されだが、拾遺古德傳によつて之を記せば、善綽房・性願房・住蓮房・安樂房四人死罪、上人と淨間房・禪光房・好覺房・法本房・成覺房・善信房・善慧房の八人流罪とあり、本派本願寺藏歎異鈔古寫本の記載も亦之に同じ。そして師上人は藤井元彦（一説に源元彦）と云ふ罪名で、配處は土佐國幡多とせられたのであるが、九條兼實の計らひで、その所領たる讃岐國小松庄に遷られたのである。

さて親鸞聖人は藤井善信と云ふ罪名で、配處は越後國府と定められたから、聖人はこゝで非僧非俗の生活を標榜せられたのである。即ち御傳鈔に教行信證後序の文を引いて、

真宗興隆太祖源空法師、并門徒數輩坐_二死罪_一、或改_二僧儀_一、賜_二姓名_一、處_二遠流_一、予其一也、爾者已非_レ僧非_レ俗、是故以_二禿字_一爲_レ姓。

と云ふ是れである。

上に掲げた死罪四人、遠流八人の名を見ると、師上人や善慧房證空は措くとしても、みな上人の高弟と云ふものではなかつた。そしてまた、住蓮・安樂等が婦人關係で嚴刑に處せられたことを考へると、親鸞聖人の流刑は、妻帯、即ち女犯の罪によるとするものゝ如くで、建仁元年から建永二年までの五、六年間に妻帯せられて、既に御子さまがあつたことは前節に述べた通りである。更に後述するやうに聖人が國府で惠信尼と結婚せられる已前に善鸞と名づける御子さまがあつたやうなわけで、妻子をかゝへ

た御生活を否定することが出来ぬ。故に聖人みづから之を僧に非すと仰せられたのである。然るに前代から僧侶の妻帯者が可成り多くあらはれ、播州賀古の教信の如き、僧形にして而も妻子を持ちながら念佛相續してゐた。教信は本尊や聖教を持たず、僧にもあらず俗にもあらぬ形にて、家の西に垣をせず、極樂と中をあけあはせて、つねに西向念佛して、其餘は忘れたるがごとしと傳へられた人で、聖人は「われはこれ賀古の教信沙彌の定なり」と常に言ふてゐらつしやつた。かやうに教信のやうな非僧非俗の沙彌を理想として生活してゐられたと云ふことが覺如上人の改邪鈔にも見え、また同上人の口傳鈔に聖人の内室惠信尼を紹介し、惠信尼は男女六人の公達の御母儀と記してある、そして其の惠信尼の書狀に依つて、惠信尼は越後の人であつたことや小黒女房・栗澤信蓮房と云ふ二子は、母儀と共に越後に居住してゐたことが知られ、本願寺系圖にもそれが見えてゐる。系圖には小黒女房・善鸞・信蓮房・益方入道・高野禪尼・覺信尼の六子を以て、惠信尼の子とするものゝやうであるが、善鸞即ち慈信房

は父聖人から勘當せられ、其時の書状に、善鸞は惠信尼の繼母であると解すべき文句がある。果して然らば信蓮房已下が惠信尼の實子であるわけで、信蓮房は建暦元年三月三日誕生、と母が云ふてゐられる。

この建暦元年は聖人が赦免を蒙つた時であつて、即ち御傳鈔に、

建暦辛未歲子月中旬第七日、岡崎中納言範光卿ヲモテ勅免、

といひ、また

空師并弟子等、坐三諸方邊州一經二五年之居緒一

と記してある。承元元年遠流に處せられ、越後の邊州に五年を経過して、こゝに赦免を蒙つた次第であるが、その時を建暦辛未(元年)子月(十一月)中旬第七日(十七日)とするのである。然るに之を教行信證後序に就いて見ると、この年時(建暦元年十一月十七日)は、法然上人が勅免を蒙つた時になつてゐる。それが御傳鈔には、聖人が赦免せられた時と記してあるので、これは誤りでないかと云ふ疑問があるけれども、空

師并に弟子等みなそれ〴〵配處に五年を経過したと云ふから、源空法師勅免の時は、諸弟子も同じ日に赦免を蒙つたものとすべく、このとき聖人は、流罪を申し渡された時のやうに、禿の字を書いて奏聞せられたことは御傳鈔に傳ふる通りで、爾來、愚禿親鸞または愚禿善信の姓名を用ひられたのである。

第四節 惠 信 尼

前述の如く、聖人の御内室惠信尼に就いては、既に口傳鈔にこれを紹介せられ、上掲の文以外に、

越後國府より、といめをきまふさるゝ惠信御房の御文、弘長三年春ころ、御むすめ覺信の御房へ進せらる。

と云ふ一文がある。弘長三年は、聖人御入寂の翌年で、御入寂より三箇月後の書状であるが、それが幸に本派本願寺の寶庫に傳はつて現存し、故鸞尾教導氏が研究せら

れた結果「惠信尼文書の研究」といふ著書となつて居る。

先づこの書状に就いて云へば、弘長二年十一月二十八日聖人御入寂の後、即ち同十二月一日覺信尼が之を惠信尼に通知したとあるから、その時分、惠信尼が越後にゐられたことが知られる。それで惠信尼は、弘長三年二月十日覺信尼へ其の返事を認め、爾後文永五年三月まで凡そ十通の書状が現存し、覺如上人の如きも、たしかに之を見てゐられたのである。

この惠信尼は、本願寺系圖に三善爲教の女とあり、信蓮房の生れた栗澤の地、即ち越後國中頸城郡板倉村に薬師堂があつて、堂内安置の薬師佛像の銘に、墨書を以て、應永年間三善氏が發願造立すと記してある。それで鎌倉時代から、越後に三善氏と云ふ一族がゐて、かなり有勢であつたことが知られるのであるが、前記弘長三年二月十日の書状に「今年は八十二になり候也」とあり、之を以て推算すれば、建暦元年三月三日信蓮房の生れた時は、惠信尼三十歳、聖人三十九歳であつたことになり、おそ

らく聖人三十七八歳、惠信尼二十八九歳で結婚せられたのであらう。

さすれば越後へ下られる已前の内室、即ち慈信房や即生房やの母は誰であるかと云ふに、本願寺系圖では、慈信房の母を月輪關白(九條兼實)の女とし、慈信房已外の子の母に就いて記す所がないけれども、兎に角關白兼實の女が上人の御内室であつたと傳へてゐるのであるが、聖人の御家族に關する問題は、尙ほ研究を要することが多いので、こゝで、是れ已上述べるのは適當でない。

その後聖人は益方入道、高野禪尼を儲け、季女覺信尼は元仁元年を以て生れられ、斯うして妻子を持つところの生活に對して、聖人は常に深く内省しつゝ、「淨土眞宗に歸すれども、眞實の心はありがたし、虚假不實のわが身にて、清淨の心もさらになじ」と述懐し、罪業のふかきを知るについても「無漸無愧のこの身にて、まことのこゝろはなかれども、彌陀の廻向の御名なれば、功德は十方にみちたまふ」と本願の救済を仰がれたのである。そして之を述べた和讃には、その頃、僧や法師と稱する輩が如來

の法衣を纏ひながら、内心は佛法の如くでなく、僧の如くでないから僧や法師といふ名は奴婢僕使の代名詞になつてしまつた、これでは出家でも僧でもない、むろん無信の輩であるから漸愧のこゝろなくて終る、まことに末世とは云へ悲しいことだが、斯うした僧分を捨て、しまふと同時に、如來の本願に歸入する道があつて、そこに念佛を相續すれば、如來の是認したまふ眞實の生活がある、と且つは愧ぢ且つは喜んで、勇敢に無碍の大道を進まれたのである。

第五講 關東行化

第一節 越後在住

越後の配處に五年の歲月を過ぎられた聖人は、順徳天皇の建暦元年十一月、師法然上人と同時に赦免を蒙り、いよく自信教人信の道を行くことゝなられたのである。

此のことを御傳鈔に、

勅免ありといへども、かしこに化をほどこさんがためになほしばらく在國したまひけり。

と述べ、建暦元年已後、まだ暫く越後に在國してゐらつしやつたことが知られる。越後で聖人の教化をうけた者は直弟子覺善であつて、覺善は亦た有縁の人々を教化したであらうと思はれ、同國柿崎門徒または五箇浦門徒なるものは、覺如・存覺二上人の時代に發展してゐる。柿崎は中頸城郡の中にある村の名であつて、その淨福寺は二十四輩の一所と云はれ、又この地は聖人化導のところと傳へて居る。また中頸城郡の栗澤(今の板倉村)は聖人の御子信蓮房がゐた處で、前述の如く、栗澤信蓮房と云はれたことが明かであるから、國府や國府に近い栗澤が有縁の地であつたに相違ない。そして惠信尼と家庭生活を結ばれた事情もあつて、暫く在國せられたのであらう。御傳鈔に依つて考ふるに、勅免を蒙つた時、非僧非俗を顯はす禿の字を以て姓としたと

あるから、越後にゐらつしやつた家庭生活は、聖人の信仰に磨きのかゝつた時と思ふ。尙ほついで乍ら、惠信尼書状によれば、惠信尼は、聖人の晩年から遷化に至る時分、國分にゐられ、尙ほ八十七歳(文永五年)まで存命して居られたが、其の後のことは明かでない。

第二節 常陸行化

勅免後しばらく越後に在られた聖人は、「常陸國に越えて、笠間郡稻田郷といふところに隠居したまふ」たのであるが、高田派や佛光寺派では、建暦二年一度歸洛してから再び關東に下られたと云ひ傳へてゐる。然しこの説は近世に起つたものであり、また確かな證據ある説でないから承認する譯にゆかぬ。思ふに京都の法然上人は建暦二年を以て遷化したまひ、東國に行はれつゝある念佛は眞假混雜してゐるので、聖人がこゝで爲すべき仕事は幾らでもあり、常陸を中心とする行化が即ちそれであらうと思

ふ。そして常陸へ越えられた時に就いて、惠信尼は後年の記憶をたどつて、それは建保二年か三年に當る時分であつたと云ふてゐられるが、假りに建保二年とせば、今年は聖人四十二歳であつて、越後には承元元年已後七年間、建暦元年已後三年間在國せられたわけであつて、建保二年は惠信尼三十三歳、信蓮房四歳に當つてゐる。

聖人は越後から武藏・上野の二國、或はさぬき(左貫)と云ふ處を通過して常陸國に入られたやうで、左貫は口傳鈔に下野國佐貫とあり、常陸笠間郡は同國西部地方で下野から常陸へ入られたかとも考へられるが、國府から稻田へ行く道程は、越後國頸城郡から信州の北部を通過して上野國に出で、利根川に沿ふて武藏・下總を経て常陸に入る方が容易であり、また順路となつてゐたやうで、「さぬき」と云ふ地名は下野國已外に、上野や常陸にも在るが、口傳鈔に指示した佐貫に就いては、覺如上人が惠信御房の夢記を記して居られるのである。

稻田が聖人の關東行化中、最も因縁深厚の地であつたことは明かであるが、下妻(下

野)小島(常陸)の邊りに御出でになつた。この邊りは舊の結城郡であつて、結城郡は下總と常陸二國にまたがる地域であつたが、後下野國に屬することゝなつた。また本郡に接して眞壁郡あり、これらの地名が弟子帳にあらはれてゐる。斯くて面授の門弟四十四人中、十九人までが常陸の人であることを思へば、その教化が此の國に廣く普及したことも知られ、此の中の乗信・明法・唯信・慶西等は、この後長く御消息をいたゞいて居り、殊に明法房はもと山伏であつたが、師徳に感化せられて眞宗に轉向した者であることは周知の如くである、それ故に謂はゆる「かさまの念佛者」が可成り大きな團體であつたのは明かなことで、「かさま」は、今の常陸國西茨城郡で笠間郡といつた。此の外、鹿島の順信、河和田の唯圓の如きも亦た知られ、鹿島も常陸の郡の名で鹿島灣に臨むところであり、西は行方郡に接し、この兩郡の南方を東へ利根川が流れ、この川をわたつて下總の國に入るのである。また河和田は同國鹿島郡の北部即ち水戸の西南にあるところで、唯圓は歎異鈔に見える篤信家として、また覺如上人に法門を

説いた古老として名高い。かゝる形勢であるから、同國大部の中太郎入道の同行さへ九十餘人あつたとのことで、「幽棲を占むといへども道俗跡をたづね、蓬戸を閉づといへども貴賤衢にあふる」と云つた趣は、邊鄙の群類がどれほど熱心に法を求めてゐたかと云ふことをあらはすものであつて、聖人が流刑を以て師教の恩致と感謝せられただけに、同法同行としての意義ある生活を満足に思召されたことであらう。然しながら、聖人は之を以て一宗の開山であるとか、門弟に對する師匠であるとか云ふやうな高擧がりした御様子は少しもなく、たゞ法然上人の仰せ下された通りに、素直に信じて念佛を相續して居られた。其のことを證明する文献はいくらでも擧げることが出来るが、こゝで聖人が聖覺法印と精神的に道交してゐらつしやつたことを述べて置かう。

第三節 唯信鈔書寫

聖覺法印は法然上人の弟子であつて、説法唱導を以て知られた高僧である。承元已後は京都と關東と遠く隔つてゐたけれど、聖覺は、承久三年雅成親王から、嘉祿二年後鳥羽院から何れも淨土の法門に就いて御尋ねにあづかりこれに奉答したのであるが、斯うした機會もあつたこととて、承久三年即ち法印五十五歳のとき唯信鈔一卷を作り、法然上人相承の義を述べ、それが即ち同法印の信仰告白をあらはすものであつたが、是れは現今見る如く流暢な和文を以て綴られ、「生々善友となりて、たがひに佛道を修せしめ、世々に知識として、ともに迷執をたゝむ」と云ふ目的で書かれたものである。

然るにこれ(承久三年)より八年後の寛喜二年に、本書が關東の聖人の手に入つたらしく、聖人は其年の夏これを御寫しになり、其の後も再三書寫して門弟に下され、よくよく之を讀まれよと勧めたばかりでなく、いなかの人々の解し易いやうにとの親切を以て、唯信鈔文意一卷を御作りになつた。そして茲に自信教人信を以て知恩報徳の

經營となさんと思召されたのであるから、古來行はれたる、稻田に在つて立教開宗の根本聖教の教行信證を御製作になつた、と云ふ説なども大いに訂正せねばならぬが、此のことは後節で述べたいと思ふ。

第四節 下野及び其他諸國行化

常陸の外に、聖人行化の地と考へられるところは、下野・下總・武藏・奥州であるが、下野は眞佛・慶信・信願・覺信・尼法佛の五人の直弟子がゐた。眞佛・慶信・覺信は聖人晩年の消息に見え、殊に眞佛は高田に住し、聖人歸洛後に於いて聖人に次いで諸弟子を教導したやうであるが、正嘉二年三月、聖人に先達て遷化し、其後は女婿顯智が主として高田のことを斡旋してゐた。また覺信が最も麗しい信仰をえて、痛く聖人を感激せしめたことは御消息にあらはれて居る通りである。

かくて高田は後に東國門弟の一中心をなすに至り、其の派は専修寺を根本道場とし

てゐる。此の一派の傳説では、聖人は赦免せられし翌年を以て歸洛し、山科に興正寺
 即ち後の佛光寺を建立、其の年十月常陸にもどり、嘉祿元年下野國大内莊に一寺を建
 立し、善光寺感得の一光三尊佛を安置して専修寺と號したと云ふけれども、確實な證
 據を以て説くのでないから、むしろ信用することが出来ぬ。但だ高田莊に如來堂と云
 ふさゝやかな御堂があつたこといふ記録があるから、こゝに善光寺如來の分身を安置
 してあつたことが知られる。二十四輩記などには、聖人行化の地は到るところ立派な
 大寺を建立したやうに傳へてゐるけれども、改邪鈔に示す如く、直弟子の時でさへ造
 像起塔を營作することはなかつたから、大寺建立のことが聖人の本意でなかつたこと
 は當然である。それで如來堂とか太子堂とか云ふやうな古來有來りの小堂をかつて
 説法せられたのである。

下野には性信・信樂・常念といふ三人の直弟子がゐて、性信は其後も長く御消息を
 いたゞき、飯沼門徒を率ゐて原始教團に活動した人で、存覺上人の時代に至るまで、

有力な門徒とせられてゐる。尙横曾根門徒は性信に屬すと傳へられるが、横曾根は大
 部と共に常陸國那珂郷の中にある地名であり、また性信はもと常陸鹿島郡の人である
 から、この兩國の法義を引立てゐたと思はれ、従つて聖人に取つても、因縁淺からぬ
 ところであらう。

その他、武藏國荒木(今の北埼玉郡に在り)に源海あり、上野國前橋には常然あり、
 亦た以て、聖人有縁の地と察せられ、更に門弟牒で見ると奥州安積・大網・會津・和
 賀・伊達・深江・藤田と云ふところに有力な門弟がゐたとして、それ〴〵名を列ねて
 あるが、安積・會津・伊達は岩代國、即ち現今の福島縣にそれ〴〵郡名となつてゐる
 地域で、藤田は伊達郡、深江は秋田縣(羽後)の南部平鹿郡、和賀は岩手縣(陸中)の西
 南部すなはち平賀郡と境を接する和賀郡の中にある處で、だいたい下野・常陸二國を
 中心として其北の國々に有力な門弟あり、みな聖人のもとに來て入門したものであら
 うけれども、これが聖人行化の地であつた譯ではなからう。但だ大網即ち岩代國東白

川郡の其地(竹貫)は、聖人の孫(善鸞の子)如信さまの居られた處であるから、聖人の關係が密接であつただらうと思はれ、覺如上人の如き親しく此の地に赴いて、如信上人の寂後を訪らはれたのである。尤も大綱は西白河郡關平村であるとする説もあり、未だ確定でなく、従つて其の遺蹟を傳ふる常瑞寺と願入寺との關係も不明になつてしまつた。

第五節 助業と利他

惠信尼公の書狀の中に、聖人が寛喜三年四月、三部經千部讀誦の志願を止めて、自信教人信を以てまことの佛恩報謝となさんと、志されたと報する一通の消息があつて、覺如上人は口傳鈔を著すとき、この消息に依つて「助業をなほ傍らにします事」といふ一條を立てられ、聖人の千部讀誦は念佛の助業であるが、寛喜三年を以てこれを止め、むしろ自信教人信を報恩の經營とするに如かずとせられたと云ふて居ら

れる。

右の消息に依れば、信蓮房四歳(建保二年)即ち常陸へ入られた年の四月から、今年に至る十七八年の間、しんけん三部經を讀誦し、以て衆生を利益せんと發願せられ、且つ讀んでゐらつしやつたのを止めたと云ふので、常陸入國已來十七八年の長い間、このことを思索してゐらつしやつた譯で、もとより「念佛の信心よりほかには、なにごとか心にかゝるべき」と云ふ御信仰であつたが、舊い習慣では讀經と云ふ助業あり、助業は信後の行として衆生利益のためにもなるが、然し念佛の信に助けさせぬと云ふ教へもあり、正助混亂し易いことを思へば、「名號のほかには、なにごとの不足にて、必ず經をよまんとするやと思ひ返して」これを止め、むしろ自人教人信こそ、眞に佛恩を報い奉るものと信ずるに至つた聖人の、あくまで積極的な態度を仰ぐべきであると思ふ。

寛喜三年といへば、前節にも云つたやうに唯信鈔を寫した翌年にあたるから、今年

右のやうに思ひつかれたのは、唯信鈔の感化によるものでなからうか。本書の著者聖覺法印は、その巧みなる説法唱導を以て、他力往生の道を説いた利他精進の人であるから「生々に善友となりて、たがひに佛道を修せしめ、世々に知識として、ともに迷執をたゝむ」とする著作の精神が、ふかく聖人に徹底したと思ふ。さすれば常陸入國已來、十七八年間の關東行化は、古い習慣に隨ひつゝも、新しい布教を工夫せられた大切な時機であつた。斯うした機會は全く聖人が關東に御住まゐになつた賜もので、眞宗教義に大なる影響を及ぼし、淨土宗から眞宗に發達した所以は、一に關東に於ける御生活に由來すると考ふべき歴史的觀點があるから、下に至つて再びこれを述べたいと思ふてゐる。

第六節 同朋同行

聖人が關東行化中すなはち寛喜三年五十五歳の御とき、長い思案の後「自信教人信」

を以て報恩の經營を御決心になつたのだから、堂々たる寺院でも建て、盛んに唱道したかと云ふに、決して然うではなかつた。或派では大寺を建立したと云ふ説もあるが、それが後に虚構した傳説であることは前に述べた通りである。しかのみならず覺如上人は、祖師聖人御在世のむかし面授口決の御門弟、堂舎を營作する人なく、道場をば少し人屋に差別あらせて小棟をあげて作るべきよしまでの御諷諫であつた、凡そ造像起塔などは佛の非本願の行なれば、專修念佛の行人これを企つべきでないと言はれ、唱道に就いても祖師聖人の逸事を以て世の誤りを正さうとせられた。即ち聖人の御とき、七條次郎入道淨信が土木の大功を以て一寺を造立し、落慶供養のために御唱道と云つて聖人を屈請したのであるが、聖人は、自分は人師戒師のやうな唱道説法はせない心で誓ひ、嘗て源空聖人にそれを申し上げてあるからと云つて固辭せられたのである。

それで親鸞聖人の自信教人信の行は、諸處の如來堂・太子堂・勸堂と云つたやうな

小堂を利用して道場とし、新に建つとしても、民家より少しく棟を上げて區別するぐらゐのもので、こゝに有縁の同行と共に如來の法を心おきなく説かれ、御自身の信心のまゝを打ち明けて、罪惡深重の凡夫が救はれると云ふ法悦を披瀝せられたものであらう。ゆへに教人信と云つても高擧りした布教でなく、人師戒師を装ふ唱道でなく、ひたすら道友を求めて熱心に、又しんげんに阿彌陀如來の慈悲救済に目醒めよと説かれた。當時關東には天台・眞言二宗が行はれ、それも追々低級になつてしまつて、謂はゆる山伏修験道が通俗信仰であつたらしいから、眞に轉迷開悟の法を體得するものはなかつたに違ひない。さうした低級の庶民に對して、聖人が信の利益を知らしめ度と思召される熱愛は、唱道已上の力を以てひしくと道友に迫つたに違ひない。而もそれでゐて遂に自信教人信の立場を離れられず、人を教へて信をとらしむるは、即ち自分の信仰を深めることだとせられ、隨つて御自分も最後まで道を尋ねて倦まず、唯信鈔を入手せられた時などでも、大いに之を推奨し、これを人に寫して贈られたの

である。それで聖人は來問の人を決して弟子とは思はれず、「みな如來の御弟子なれば、みなともに同行なり」とし、或は「親鸞は弟子一人ももたず、ひとへに彌陀の御もよほしにあづかりて、念佛まうしさふらふ人をわが弟子とまうすこと、きはめたる荒涼のことなり」と云つて、弟子と思ふことは彌陀の信仰でないときまで教へてゐらつしやるので、要するところ自他ともに如來の御前に長跪合掌せよとの思召しを顯されたのである。

第七節 同行は東人

然し聖人の膝下に子來する同行はみな東男であり、「あづま」と云へば草深いところ、鳥の鳴く國を思はせ、其處の人は武骨な東蝦夷だと云つて京都の人が嘲り、その風俗歌と云へば波風に響きあふ「おもしろい」もので、田舎臭い趣味だけが珍らしとせられてゐたのであるが、今や其中から「あづまの勇士」が現れて一世を導く時代となり、

源氏三代の功業を経て北條氏これを継ぎ、元仁元年十二月泰時が、寛元四年三月時頼が何れも執權に補せられ、質實剛健の風はます／＼徹底しつゝあつた。斯うした環境に包まれた聖人である已上、都大路の人々のやうな弱々しい御方でなく、やんごとなき貴人と共に詩歌管絃を樂しむやうな御方でなかつた。嘗ては北海の波風に吹かれ、今は東海の草味に置かれつゝ、五十臺の強健の身に人間の強さを知る聖人であらせられ、意力も願力も、將たまた定力も慧力も體驗あらせられて「信仰は力なり」と知つた御方である。聖人の眞宗は、同門諸師の説に較べていろ／＼特徴を擧げることを得るが、信心を得たる利益として現生正定聚、光明攝取、或は眞土の果用として還相廻向を説かれたやうな趣が、京都の淨土宗に見えぬことを思ふとき、眞宗の積極性は決して偶然でないといふはねばならぬ。音に得益のみでなく、佛身佛土の見方、行信の所顯なども聖人の獨特の御己證を以て示され、而もその彌陀法が師弟子の關係でなく、僧俗の區別を見るのでないと云つたやうな、同朋同行の上に如實に活現すると云ふ状態であつた。明法房はもと常陸國板敷山で修行してゐた山臥と傳へ、弓箭を折り刀杖をすて、正法に歸依し、同國大部の郷に平太郎あり中太郎あり、源藤四郎、その弟平六など邊鄙の野人が記名せられ、北陸・東海・東北の間に凡そ三十六人の直弟子があつたと、後の交名帳に記録せられてあり、聖人の働き盛りに有力な門徒があつたことを思はしむるのである。

第八節 教行信證

聖人が其の膝下に慕ひ寄る同行を如來の弟子とし、御自分も如來の弟子として自己共に求道の一路を辿られたと云ふことは、教行信證に對する從來の説を考へ直すべき示唆となる。

教行信證は、其の化身土本卷に見えたる元仁元年と云ふ年時によつて、聖人五十二歳の御とき撰述あらせられた立教開宗の根本聖教だと云はれてゐるが、聖人にありて

は、淨土眞宗は源空聖人の開きたまふ所、自らはそれを其のまゝ素直に信受する外に別の仔細なく、かくて得た至幸の道を讚歎するために之を綴ると本書の諸處に述べておらつしやるから、自ら立教開宗を以て任じられたのではない。其事は自ら人師戒師を停止すると云ふ御誓言と併せ考へても首肯せられるのである。尤も後に立教開宗の聖教として尊重するやうになつたのは、教團成立の事情と共に記さるべきであるが、聖人自らさうした氣持ちで御述べになつたのではない、といふことを認識して置かねばならぬ。

また元仁元年とあらはす年時は、正像末の三時推變を考へる年時であつて、教行信證の撰時をあらはす文字でないことも周知の如くである。然らば如何なる事情で元仁元年をとつたかと疑問があるわけで、これに對していろ／＼の意見が出てゐるけれども、それは意見であつて確實な文獻に依つてゐないが、化身土卷を書きつゝ、あられし時が元仁元年であつたことは確かである。然るにもと坂東報恩寺所藏の本書を拜見す

ると、昔からこれを御草本と云はれてゐるやうに料紙も大小幾種かまじつてあり、處處に多く刪補した跡があつて、幾度も補訂したものと云ふことが知られる。また寛元五年二月尊蓮が聖人御眞筆の祕本を以て寫した、と云ふ別本(寛永版本教行信證参照)があつたことから考へて、これは本書が寛元五年既に脱稿してゐたことを示すもので、即ち京都に御歸りになつてから完成したものだと言ふことが察知せしめられ、而もこの觀察は次に述べることで事實に近いと考へられる。

元仁元年は、自信教人信を決意した寛喜三年よりも七年前に相當し、寛喜三年自信教人信をと御きめになつた事情が前記の如くであるから、其のころ未だ本書は完成されてゐなかつたと云ひ得るし、また假に立教開宗の時運を問題として考へても御歸洛已後の方が適當してゐると思ふ。即ち立教開宗は法然上人門下の異流に對して、聖人が相承したまふた眞實の法流を明かにせられると云ふことで、法門を以て示さば第九願第二十願に對して第十八願を顯示すること教行信證の如くであるが、法然上人の

御遷化から二十年を経過してゐるとは云ふものゝ、關東では其後の事情がよく分らぬ。それで上人の遺弟が如何に師説を紹述してゐるか云ふ詳細の趣は、やはり京都へ御歸りになつて明かにせられたと思ふ。そのころ京都を中心とする淨土宗の動きを見ると、成覺房幸西・覺明房長西は法然上人に前後して入寂し、長樂寺の隆寛は嘉祿二年又は安貞元年即ち聖人の五十四五歳の頃に入寂、ついで信空・空阿がなくなり、聖覺法印は嘉禎元年を以て入寂し、親鸞聖人は同年歸洛したと云はれてゐる。これより三年後の暦仁元年正月鎮西の聖光房辨長、同年十二月勢觀房源智が入寂し、西山の善慧房證空は法然上人の寂後、天台を學び或は密教を修め、其の弟子證入の如き、盛んに西山一流の宗義を弘めつゝあつた時である。斯うした状態であるから、念佛と諸行、一念と多念、或は本願と非本願とが混亂して説かれ、淨土宗の眞面目が失はれやうとしたから、之に對して淨土眞宗を明かにし、權化方便の何たるかを示し、以て眞假の門戸を誤らしめぬやう説かれたのが教行信證である。

だいたい本書は内題に顯眞實教行證文類とあるやうに、眞宗所依の經論釋の中から要文をひろつて、眞假三願または五願六法に類聚したものであつて、斯うした撰述の方法は已前から行はれ、往生要集、往生十因乃至選擇集を披見せば分るのであるが、聖人も關東にあつて既にさうした要文を寫し集めてゐらつしやつたことは、今日存する遺品に就いて見るも疑を容れぬ。然し本書に御引用の釋文の中には、大いに新しいものがあつて、是等は京都でなければ得られぬ資料であつたやうと思ふ。そして眞假三願とか教・行・信・證・眞佛土・化身土とか云ふ組織や大系は、上記の如く、京都に於ける法然上人寂後の形勢に對處するものであるから、元仁元年とある年時は、この頃本書を執筆中であらせられたとしても、それは正像末の末法三時を數へるので、正五像千説に依れば元仁元年は末法に入りて六百七十三年、正千像千説に依れば一百七十三年、(五個五百説によれば第五の五百年に入りて一百七十三年)とでも云ふべき所で、斯の如く經説に依つて時機をはかることは、これも前代からの例として行はれ

てゐたのを、聖人は積極的に用ひられて「像末五濁の世となりて、釋迦の遺教かくれしむ、彌陀の悲願ひろまりて、念佛往生さかりなり」と御己證あらせられたのであるが、教行信證では、十九・二十兩願の後にこれを顯してあつて、本書の要領に直接する釋文でないから、關東(元仁元年)で得られた要文の中にこれがあつたとしても、歸洛已後の完成と見ることに支障あるわけでない。それで要するに教行信證は聖人が關東行化中に執筆を始められたが、尙ほ検討を續けて脱稿に至らず、御歸洛の後、さらに材料を探索して漸く完成したもので、それほど常に法を求めてゐらつしやつたと云ふことが知られるのである。我見小智を以て獨斷に陥ることは危険、われ／＼も最後まで求法に心懸け、大智慧海の法水を長く汲ませて戴かねばならぬと思ふ。

第六講 歸洛

第一節 動機と年時

聖人が長いあひだ關東のゐなかに在つて、同行同朋と共に彌陀本願の念佛を相續し、其の信仰生活の深みゆくに伴つて遂に固い決心を得ることゝなられたのである。即ち御自身に體驗せられた信仰生活、即ち法然上人の師説を正しく且つ明かに顯彰すべしと云ふことであつた。それで關東在住のあひだ、教行信證の御撰述を初めたまふたけれども、尙ほ考究の要ありとして慎重なる態度を御とりになつたことは前講に述べたやうな次第で、法然上人御遷化の後、御遺教は如何なつてゐるだらうか、遺弟の消息は如何であらうかと云ふことを知りたいと御考へになり、尙ほ教行信證の撰述を完遂せしめん爲には、これまで傳へた資料已外に新しく參考すべき典籍も要するわけで、何れにしても此の事業の最後の仕上げは京都でなければならなかつたと思ふのである。尤も御歸洛の動機に就ては、隱遁のためとか、已前に入京した李女彌女を救ふためとか種々に説く學者があるけれども、當時はまだ／＼氣力に満ちて、後述するやうな多くの御事業を完了せられたことを思へば、決して隱遁のために歸洛せられたとは

云へぬのである。彌女が京都で不遇に惱んでゐらつしやつたことは事實であつて、父としての聖人が之を不憫に思召されたのは當然であるが、それが爲に御内室や他の御子達と離れ、同行をも顧みぬと云ふことも如何なものか。もとより彌女さまが何時、如何なる事情で父聖人の許を離れて已前に入京せられたか、と云ふことが不明であるが、この父子及び日野家との關係を考へるとよほど深いものがあつた。

次に御歸洛の年時に就ては、これまで嘉禎元年八月であつたと云ふ高田正統傳の説に依つてゐるが、他に文献がないから姑くこの説を使用するだけで、高田の説も江戸時代にとなへられしものに過ぎぬ。聖人が關東で唯信鈔を寫されたのは前述の如く寛喜二年即ち五十八歳の御時であつて、是れが即ち關東在住の最後の年時をあらはしてゐる。少くとも確實なる文献では五十八歳まで關東にゐらつしやつたことになるが、これより十三年後の寛元元年十二月、聖人は彌女の一身上に關する消息を御書きになつて、同人はこれまで照阿彌陀佛が召使ふてゐたが、此の度「東の女房」へ譲りわた

すと云ふて居られる。この譲り状は今も本派本願寺の寶庫に傳へ歸洛最初の御筆であるから、この十三年間の某年に御歸りになつたことになり、甚だ漠然としてゐるのは遺憾であるけれども、材料がないから已むを得ぬのである。但し假りに嘉禎元年説に依るとせば、それは聖人六十三歳の御時に當るのである。

第二節 當時の京都

當時は略ぼ四條天皇の御代であらせられ、同天皇の御在位中、延應元年二月後鳥羽院は淋しき隱岐島に崩御遊ばされ、これより八年前の寛喜三年には土御門院が阿波で御かくれになり、五年前の天福二年五月には仲恭上皇が、同年八月には後堀河上皇が何れも御崩御になり、又仁治三年九月には順徳上皇が遠い佐渡の島で御隠れ遊ばすと云ふやうな恐懼措く能はざる事件が續出し、十餘年前に起つた承久の亂が、かうして不祥の結果を惹き起し、従つてこれに關係ある諸公卿は、鎌倉幕府の思ふまゝに處置

せられたのである。日野氏は前述する如く御皇室に奉仕する家柄であつて、承久の亂にも一族が後鳥羽院の方へ味方したから、所有の田園を没收せられてしまひ、それらは鎌倉方の武士に賞與せられたので仙洞へ趨つた要路の公卿はみな斯うして家門を繼ぐべき道がなくなつた、と云ふことが最須敬重繪詞に記してある。従つて聖人も「五條西洞院わたり一の勝地なりとて、しばらく居をしまたまふ」外は身を寄せたまふ所なく、「扶風馮翊ところく」に移住したまふたのであつた(御傳鈔)。扶風馮翊とは右扶風左馮翊とすべく、京兆尹と共に漢の皇都長安の三輔と云はれて居り、帝都を三區に分轄して治安に當つたのであるが、これを我が京都に適用すれば右京區左京區に相當し、而も御所より北部の郊外を指したもののやうで、右扶風は紫野、左馮翊は白川の邊りと考へられるが、兎に角聖人は洛中洛外、因縁ある所を何處ともなく、移住せられたのであるけれども、やはり日野氏の一族に寄寓するのが便利に違ひない。即ち聖人の門弟中、京都のそれは沙彌尊蓮・沙彌宗綱・尋有・兼有外四人と傳へられ、

尊蓮は第一講で述べたる範綱、宗綱は其の子廣綱であると系圖に記してあり、尋有・兼有が聖人の弟さんで在られることも第一講で述べた通りで、尋有は權少僧都、東塔善法院主、中堂執行兼常行堂檢校、兼有は權律師、聖護院門人、三室戸、とあるし、又常隨の御門弟に連位房があつて、其の子孫が本願寺に仕へたる下間氏であつたことなどを思へば、聖人の身寄りも略ぼ察し得るのである。

また法然上人御遷化の後を見るに、幸西・長西二人が上人と前後して入寂し、隆寛は安貞元年頃に關東で入寂してゐる。安貞といへば、聖人が尙ほ關東にゐらつしやつた時分だから、聖人は隆寛律師の入寂を御存じであつたやう。それで同律師の所説もさること乍ら、特になつかしさを覺えて寛元四年三月(教行信證の脱稿の一年前)、其の遺著たる自力他力事一卷を御寫しになつたばかりでなく、「たゞ詮ずるところは唯信鈔・後世物語・自力他力事の御文どもをよくつねにみて、その御ころにたがへずおはしますべし」と仰せられ、聖覺法印と同様に隆寛律師を敬慕してゐられた。

それは兎も角隆寛は嘉祿の法難に東國へ流されたもので、法然上人の御遷化から十四年後の嘉祿三年六月叡山僧徒は上人の墓を毀ち、また選擇集の説を破斥したるに對して隆寛が駁論を敢てしたと云つて怒り、隆寛を京都から放逐して東國へ流したのであるが、此の迫害に遭遇したる吉水教團の如きも、聖人をして其再起を決意せしめたるに相違ないと思ふ。然るに聖覺法印・聖光房・勢觀房等おひく入寂して念佛と諸行、一念と多念、助正真假などの説が混亂しつゝあると云ふ不安な状態であつたから、是非とも法然上人開立の淨土眞宗を闡明せねばならぬ場合であるが、然し既に關東で執筆し始めたる教行信證が筐底にあるのだから、更に研究を加へて完全なものと思はれ、十年已上もかゝつて寛元五年ごろ遂に之を完遂せられたのであつて、同年聖人は七十五歳の高齡に達してゐらつしやつた。

第三節 眞宗の和述

教行信證について建長七年七月淨土文類聚鈔一卷、同年八月下旬愚禿鈔二卷、翌年三月入出二門偈一卷を御撰述になつて、これら四部九卷は漢文の聖教であるが、これに對して多くの和語の聖教を御つくり下さつたことは、實に意義深いものがあり有りがたく思ふのである。即ち教行信證の脱稿したる翌年高僧和讃を御作りになつて、已下謂ゆる三帖和讃が出来上り、また上記唯信鈔文意について、建長七年六月尊號眞像銘文同年八月三經往生文類などを御執筆のことは周知の如くであるが、昔から傳へた謂ゆる漢和九部の外に、現に御眞蹟として間違ひなき聖教は皇太子聖德奉讚七十五首、四十八大願、往還廻向文類、彌陀如來名號德などであるが、往還廻向文類に似た本に如來二種廻向文と題する聖教があつて、正嘉元年三月聖人自ら之を御寫しになつたと云ふ眞筆本が現存してゐる。斯うした寫本では外に西方指南鈔や上宮太子御記などもあつて、教義や歴史に就いて不斷の努力が續けられ殊に上宮太子傳は、聖人が非常の感激を以て研究せられただけに其成果も著しく、遂に眞宗教義の特色として現はれ

るやうになつた。

尙ほ門弟に遣はされた御消息が御消息集に十八通、末燈鈔に二十三通、血脈文集に五通を収めてあつて、これも聖教に准じて門徒の拜讀する所、平易な親しい文章であらばされたものであるから、むしろ此方が眞宗弘通に貢献するところ多かつたに違ひない。

七〇

第四節 法義通信

扱て其の御消息の中で、日附けを明記せられたものを拜見すると、建長三年閏九月二十日、來迎往生に就いて御示しになつたのが初見で、これは末燈鈔に収めてあるが宛名はわからない。宛名のあるものでは、翌年二月二十四日明法房等の往生したことに就いて御諭しになつたものが、同じく末燈鈔に収められてあり、明法房即ちもとの辨圓は、建長三年十月十三日六十八歳を以て入寂したと云ふので、同國の明教房が上

京して、聖人に報告申し上げたところが、其の目出度い往生を聞くにつけて「鹿島、行方、奥郡、かやうの往生ねがはせたまふ人々の、みな御よろこびにてさふらふ」「おのゝいよいよみな往生一定とおぼしめすべし」云々と仰せられ、長文の御諭しを認められた終りに「この文をもて、鹿島、行方、南莊、いづかたにも、これにこゝろざしおはしまさむ人は、おなじ御こゝろによみきかせたまふべくさふらふ、あなかしこゝ」と附記あそばされて、關東の同行へ贈られた聖人の懇念が、躍如として文面に現れてゐることが拜見せられ、尙ほ外に同趣意のものが三通ほどあつて、明教房の歸國するとき御ことづけになつたものと思ふが、かやうに通信を續けたまひて、文應元年即ち御とし八十八歳の十一月十三日、乗信房へ無常を誡めたまひし御消息が最後に拜見せらる。尤も是等は年月の明かなものに就て云ふのであつて、この外に月日だけ記されたものあり、それらに依つて、覺信房・性信房・慈信房・眞佛房・眞淨房・慶西房・淨信房・慶信房・唯信房・有阿彌陀佛等と通信あらせられたことを知ることが

七一

出来、一個人に宛た消息でも、之を以て廣く有縁の同行に知らしめたいと思召すところから「ひたちの人々の御中へ、このふみをみせさせ給へ、すこしもかはらず候、このふみにすぐべからず候へば、このふみをくの人に人々おなじこゝろに候はんすらん」と書き添へられたのもあり、また「ひたちの人々の御中へ」「念佛の人々の御中へ」と宛られたものがあるので、上に掲げた覺信・性信等は、それ／＼地方の同行を代表する有力な門弟であつたことが知られ、宛名は何れも例外なく「御房」「御中」と敬稱していらつしやる。

この外に高田の善性が集めて置いた八通一冊の御消息集が本山専修寺に傳はつてあるので、都合三十六通あるわけであるが、三十六通の中には、同行から聖人へ差上げた手紙もあり、それに對して返事を認められた御消息の如き奥床しい趣が察せられ、また同行が聖人へはこんだ布施、及び聖人がこれを美しき志のものとして御禮のこころを述べていらつしやる所も拜見することが出来るのである。

第五節 善鸞への心遣ひ

親鸞聖人が、廣く淨土の經論釋にわたつて眞宗を顯し、學問としても堂々たる基礎または組織あることを示されたことは、本典等の御撰述によつて明かであるが、然し多くの門弟はとて之を理解することが出来なかつた。むろん斯のやうな學問をして信仰を得ると云ふのでもない。それで眞宗の教義が「おなかの人々」の日々の生活に、如何して自然にあらはれるか、無智のものが眞宗を體驗する上に於ては、何が問題になるかと云ふやうな實際の趣は、せひとも御消息に依つて知らねばならぬと思ふから、特に本講で紙数を費す所以であるが、教示から云へば正しい安心を示すこと、即ち始終「眞實」をさづけける思召であつた。こゝに問題となつたものゝ中、最も重要な問題は、御子さまの善鸞の異義及び之を裁斷することであつた。

善鸞は即ち慈信房で、聖人の實子であらせられるが、母に就ては明かでなく、惠信

尼を繼母の尼として居られる。とも角聖人の實子であらせられるから、聖人歸洛後の關東では門徒に親しまれ敬はれてゐたこと、思はれるが、それにも拘らず善鸞は巫女の輩に交り、修驗道流におぼれて、病人ある時など呪符を授けて病を治さうと勸めてゐたと傳へられる。聖人は此事を痛く御心配になつて、直接三度(三通)御消息を以て誠め給ふたので、この三通は御消息集の中に收めてある。これと血脈文集の第二通とを考へ合すと、善鸞は地頭や名主が僻事をするといつて百姓をまどはし、佛法をやぶつて異端をとなへ、爲に門徒の中で此の異義をまことしやかに受ける者が少くなかつたやうで、おほぶ(常陸國大部)の中太郎入道方の人は、九十何人と云ふ多數がみな善鸞の方へ走り、哀愍房とか云ふ者も其方と結んで、門徒をみだしてゐるは残念である。と仰せられ、哀愍房が京(聖人を指す)から文をもらつたと云つて居るらしいが、未だ面識はなく文通したこともない者だと認めていらつしやる。これに依つて、善鸞の異義がかなり廣汎に行はれ、従つて事情が面倒になりつゝあつたことが察せられ、聖

人を戴く社會的勢力に乗じて、善鸞や其の一味の者が野心を逞しくしてゐたらしい。そして聖人は性信や入信らから右の事情を聞き、これらの高弟は、右の事情に因る門徒の混亂を訴へてゐた、と考へられる消息もあるのである。

これに對して、まことの信心なくば地獄におつるぞ、僻事は念佛者の咎であるぞ。それが爲に唯信鈔・後世物語・自力他力の文のこゝろ、二河譬などを書いて遣はし、それらの文意をも述べて、眞の佛意を平易に領解せしめやうと盡力したのだから、よく之を讀めとまで仰せられたが、遂に其の甲斐なく「みなそらごとになり」「ちからおよばず」とかく申すにおよばず」建長八年五月のころ、善鸞に對して父子の義絶を宣告し給ふたのであつて、それは弟子顯智の寫した義絶狀が高田本山に傳はつてゐるのみならず、この趣旨を高弟性信や眞淨らに披露せられたのであつて、それは御消息集に見えてゐる。聖人が教義の正邪を裁斷するに當り、かくの如き峻烈なる方法をとりられたことは、眞宗史の上に如何程の輝かしい影響を與へたか計り知ることが出来る。

ぬので、それだけに聖人の心事が深く推測されるではないか。

第六節 聖人晩年の研學

歸洛後の聖人は、御家庭に於ても門徒に於ても、かなり煩雜なることがあつて、心勞の只ならぬ御状況を察する次第であるが、其中で老ひてますます盛んに筆を執りたまひ、著作に研學に精進努力を續けられたのであるが、著作は前に記したから、こゝに研學のことを記しておきたい。

それには先づ淨土論と往生論註との研究を擧ぐべく、古來相傳の往生論註を研學せられ、これに訓點を御加へになつた本が本派本願寺の寶庫に現存し、宗祖加點本と申し上げて居り、卷末に建長八年七月二十五日の日附を自書せられてある。今年は聖人八十四歳に當り、筆硯最も多忙であらせられたが、此外に同年三月入出二門偈一卷を、十一月往還廻向文類一卷を著し翌年三月如來二種廻向文一卷を寫されたことを考へ

て、聖人已證の法門の特長が、決して偶然にあらず、便宜に任せたまものにあらず、深い研學の結果であつたことが知られ、之を法然上人の教義に較べて、一層明かにすることが出来るのである、これに次いででは聖德太子傳の研究であること第三節に記す如くであるが、太子信仰の興つた時機をよく擱んで、巧に眞宗教義の中へ太子を勸請せられ、これがために十一首と七十五首との「皇太子聖德奉讚」二部を著述あらせられたのであつて、これも俄の思ひつきでなく、みつちり研究せられた結果で、聖德太子傳曆、上宮太子御記(三寶繪の太子章)以外に天王寺や磯長御廟の記注文に至るまで、必要な材料を求めその研究の志をみたされたのである。

聖人は善導大師を宗家と尊稱せられ、法然上人の別依善導と仰がれし遺教を守られたのであるが、其の善導大師の説を依用するに當つては、師上人より一步を進めたことが、觀經の三心釋などに依つて知られる外、三心を自分の體驗に省み、殊に深心釋を研究し、建長六年十一月二河白道を延書し、又別に之を寫して門弟に與へられ、更

に師上人の用ひなかつた般舟讃を用ひたことが御本典に現れてゐる。この事は近代眞宗の先哲も言及してゐる所であるが、善導の聖教五部九巻と云はれる中に般舟讃一部一巻を缺き、入唐僧圓行（山城靈巖寺の開山）が將來してから四百年のあひだ逸して傳はらなかつたものを、聖人は如何して得られしものか、これを得て五部九巻として揃へ、以て善導所説を完全に見窮められたのであるが、是れはおそらく貞永元年入眞が京都で出版した本を求められたのであらう。其の他龍舒淨土文、樂邦文類などが御本典に引かれ、淨土教と華嚴經との關係を説かれたことなども、この道を研學あそばされし趣を顯すもので、人の老成老熟を誇る世にありて、吾が祖師聖人が晩年に至つて尙ほ求道研學に努力あそばしたことは、何と云つても尊高なる御事蹟に相違なく、今日研究のやかましい時、聖人の末弟たるもの、深く思ひを茲に致すべきであらう。

第七講 入 滅

第一節 遷 化

親鸞聖人は、御傳鈔に拜見する如く龜山天皇の弘長二年十一月下旬の候よりいさゝか御不例のやうであつたが、それまでは極めて健全でいらつしやつたから、晩年の研學にも、多數の筆勞にも堪へるだけの體力を持つていらつしやつた。聖人の著作・消息・書寫に係る筆勞で、年月日の明かなものは凡そ五十二點であらうと思ふが、其中で八十四歳に御書きになつたものが入出二門偈・往還廻向文類・四十八大願を始めとして、往生論註二巻に訓點を御加へになり西方指南鈔六巻の中の四巻を御寫しになつた。また本尊用の御名號五幅、門弟への消息四通など十四點がみな同年の御筆であつて、八十五歳のときの御筆が尙ほこれと略ぼ同じ點數であり、八十六歳になられて三點、八十七歳のときは一點、八十八歳のときは二點即ち乘信房へ無常を誠めたまひし御消息と、彌陀如來名號を御書きになつたのがそれで、兎に角終りまで健全でいらつ

しやつたことは疑ひない。八十六歳になられた年の六月尊號眞像銘文の廣本、八月三部經大意、九月正像末和讃を御書きになり、十二月自然法爾の趣意を顯智に御説きになり、顯智の此の聞書は末燈鈔に收めてある。そして上記の銘文や和讃の眞筆本が今に傳はつて居り、謂ゆる宋朝の風格を備へた筆致がさほど弱くなつてゐるとも思はぬが、十二月になると、上洛した顯智に聞書させられたことを思へば、追々老衰に赴く御様子が見られる。それから積もる齡と共にいよいよ老衰を加へ、弘長二年即ち九十歳の年(仲冬)下旬に入り、數日のあひだ少し御不例を覺えさせられて、「口に世事をまじへず、たゞ佛恩のふかきことをのぶ、聲に餘言をあらはさず、もはら稱名たゆることな」き静かな御容態であらせられたが「同じき二十八日午時頭北面西右脇に臥し給ひて、念佛のいきたえをは」らせ給ふのであると御傳鈔に記されてある。尤も本派本願寺の寶庫に傳はる御眞本教行信證の奥書には「弘長二歳壬戌十一月二十八日未尅親鸞聖人御入滅也、御歳九十歳」とあり、此の御本典は聖人御遷化の後十四年に當る

文永十二年、即ち御傳鈔よりは十九年前に書かれたものであるから、當時の記憶としては正確にちかく、二十八日未尅(午後二時)とある方が正しいのであつて、有名なる安城の御影を存覺上人が拜見したと云ふことを記す中にも、弘長二年十一月二十八日未時御入滅、御歳九十(袖日記)とあるのである。

この光景を描いた御傳鈔の繪圖に、數人の僧、俗體一人婦女一人が聖人の側に侍つてゐるところがあつて、婦女一人は彌女、俗體一人は益方であらう。それは惠信尼公の書狀に「ますかたも、御りんず(御臨終)にあいまいらせて候ける、おやこのちぎりとは申ながら、ふかくこそ覺え候へばうれしく候也」とあつて、父聖人の老境を見舞ふため、益方さまが越後から上京して居り、遂に御臨終に看護し得たことが知られる。

かくて聖人は京都押小路の南、萬里小路の東なる御舎弟尋有僧都の坊舎で、九十歳を一期として御遷化になつた。そして同年は、法然上人の寂後五十三年に當るのであ

る。

第二節 送 葬

前節に出だせる御本典奥書の次に「同二十九日戌時東山御葬送、同三十日御舍利藏」とあつて、御遷化の翌日戌時（午後八時）を以て御送り申し上げ、更に三十日に至つて納骨し奉つたことが知られ、遺骨は鳥邊山の西麓、鳥邊野の北なる大谷に納めたこと周知の如くであり、また納骨の濟んだ翌日即ち、十二月一日、彌女さまが右の状況を越後にゐらつしやる母惠信尼さまへ通知させられたことも、前に述べた通りである。

彌陀本願の信仰を以て、此世に生きることを喜ばしめられた聖人の門弟は、聖人の遷化に遇ふて、おのゝ御在世のときを憶ひ、滅後のいまを悲しみて戀慕涕泣せぬものなく、剛健にして温容なる聖人の面影を眼前にしつゝ、たゞ報恩の念佛を相續

するばかりであつた。殊に長いあひだ御教化を蒙つた關東の門弟は、恩師を追慕する念禁すること能はず、わざ／＼大谷へ墓參するものが多く、年々その足跡が絶えなかつたから、十一年後の文永九年に至つて、聖人の遺骨を吉水の北の地に移したのであつて、御傳鈔に「文永九年冬のころ、東山西麓鳥邊野の北、大谷の墳墓をあらためて、同麓より尙ほ西、吉水の北邊に遺骨を掘り渡して佛閣をたて、影像を安ず」と記されてあり、佛閣は謂ゆる御廟堂（みめうだう）又は御廟寺であつて、聖人の御廟は、後門弟の崇敬の中心となつた。そして此の廟堂は彌女即ち覺信尼が門弟の合力を得て建てたものであるが、敷地は同尼の夫君小野宮禪念の所有に係り、つまり覺信尼は禪念の承諾をえて、自分等の住宅内に之を建てたものである。従つて廟堂と云つても小さい簡素なものであつたと思ふが、夫禪念の歿後、覺信尼は其の敷地を聖人の遺弟中へ寄進せられたのである。

聖人御出世の時代を大觀するに、上記淨土宗各派と共に禪宗も亦その發祥時代であつて、京都の建仁寺や鎌倉の壽福寺では、榮西禪師が活動して居り、聖一國師は仁治二年支那から歸つて博多に承天寺を建て、やがて京都東福寺に入り、其ころ宋僧道隆禪師が來朝して鎌倉の建長寺開山となつた。また洛南宇治の興聖寺にゐた道元禪師は越前永平寺に移り、子來群集の道俗に曹洞禪を説いてゐた。京都では前に明慧上人、この頃には俊仍律師が知られて持律堅固の德譽高く、奈良にも圓晴・覺盛・湛照・圓照など戒行の復興をとへる律僧が續々あらはれると云ふ狀況であつた。かうした時勢に在つた親鸞聖人は賀古の教信を理想とし、非僧非俗の愚禿を標榜する一介の沙彌に過ぎず、妻子にまとはれて愛欲の廣海に漂流しつゝ、大悲の願船に救はれたことをのみ喜び、内懷虛假を慚ぢつゝ、如來の眞佛弟子たることを自負し、其の感激をわ

かちたる同法同行の生活を綴つては、信順を因とし疑謗を縁として妙果を顯はせと云ひ、一般教界に向つて辛辣なる批判を加へ、以て念佛一道の至大至高を歎じてゐられた。肖像畫の名人藤原信實の子專阿が、聖人御在世の像を拜し、泣いて寫したとある「鏡の御影」は、眼光炯々として眉あがり、額ひろく口小さく閉ぢて直立してゐられ、正雜眞假は寸毫も假借せぬと云つた凜々しい様子が見え、これに對して、建長七年法眼朝圓の筆と傳へる安靜御影は、茜裏の裾の見えたる小袖を召され、衣の下に茶の巻染をあらはし、白い緒の袈裟もゆかしく疊の上に端坐していらつしやる。猫の皮の草履、桑のまたふりの杖を座前におき、同じく桑の火桶を横におき、奥で火を生す連子が見える、この御影も鏡に映つたところを寫したもので、よく似てゐると仰せられてうそぶ(嘯)かせましましけりと云ふので、これはまた慈父のやうにおさまり給ふ影像と拜するが、恩威兼ね備はれた御性格が偲ばれる次第である。然るに今や聖人ましまさず、德音は無常の風にへだたつて、たゞ戀慕涕泣あるのみであるが前説に記す如

く、一介の沙彌に似合ひの往生は、「某閉眼せば、賀茂川にいて魚にあたふべし」といふ御語により更に躍如たる面目をあらはしていらつしやる。當時の師表たる親鸞聖人、眞宗創造の親鸞聖人、はては愚禿の親鸞聖人は世の毀譽褒貶を知らず、静かな念佛稱名の裡に、光り輝く永遠の彼方に、還相攝化を誓つて逝かれたのである。そして「三朝浄土の大師等、哀感攝受したまひて、眞實信心すゝめしめ、定聚のくらゐにいれしめよ」の御こゝろを遺された。

第八講 浄土眞宗の發祥

第一節 聖人の化風

上來記したやうに、親鸞聖人は人間として普通の生活を營んだ求道者であられ、家庭を持つて凡情のまゝに暮したことが非僧、一生涯、道を求めてやまなかつたことが

非俗であり、さうした自覺を愚禿の語であらはされたものと思ふ。更に聖人の歩まれた道は本願の大道であつて、唯だ彌陀の慈悲に生きることのみ念とせられたから、其の信仰生活を浄土眞宗選擇本願と顯はしたまふたのである。聖人ほどの高智高德を以て尙ほ愚禿と仰せらるゝは、つねに佛智に照されつゝ本願の大道を行くからであつて、そこに一生涯、道をたづねてやまぬ御生活がある。従つて弟子の爲に人師を好むと云つたやうな心持は微しもなく、「彌陀の本願をたまたしむるほかは、何事ををしへて弟子と號せん」「みなともの同行なり」と云ふ同朋同行と一緒に、たのしく手を取り合つて念佛成佛の大道を歩まれたのが、聖人の御一生であつて、是れが亦眞宗の化風となつて現れたのである。

然し聖人によつて開拓せられた人間の道は、當時の萬人が待望しつゝあつた宗教であつたから、社會は聖人を先覺者として敬慕せない譯にゆかず、殊に其の寂後に放つ徳光を仰いで、みな先師聖人として御慕ひ申した。先師聖人と云ふからには、彌陀本

願の一乘法を示し給ひし善知識としての親鸞をあげて慕ひまゐらるので、この心持ちに立てば、聖人は「曇鸞大師の再誕」であるに相違なく、また「如來の化現」「觀音の示現」であらせられる。

第二節 聖人の遺族と遺弟

親鸞聖人に實現した如來法は、其後の眞佛弟子によつて發展の緒についたのであるから、これを遺族と遺弟とにわけて述べることゝしたい。

聖人の御遺族としては京都の覺信尼、越後の惠信尼、信蓮房、益方入道、高野禪尼、關東には慈信房善鸞及び其子如信さま等が居られ、此中の覺信尼が本願寺の草創に深い因縁を持つてゐられた。即ち覺信尼は日野廣綱卿に嫁がれて覺惠法師を生み、覺惠さまの御子に覺如上人が生れられた。そして覺信尼は、父聖人の大谷御廟堂を守護したから、その血統を相續した覺惠法師も覺如上人も、同じく大谷の留守職を繼職せら

れたけれども、覺如上人は法義を如信上人から傳持あらせられたので、大谷留守職たると同時に本願寺第三代の御住持であられたのである。斯うした事情で、覺如上人は法脈と血統とを併せ繼がれた御方であり、眞宗の弘通には重大なる責任あることを自分も御認めになり、法義の顯彰にも教團の統理にも一入苦心あらせられたので、それが即ち本願寺の經營であつたのである。

次に聖人の示寂後に遺された直弟子は四十四人であつて、其中の三十六人は諸國に散在し、残りの八人は京洛中に居住する者であつたことや、更に孫弟子を加へると凡そ三百人に及んだと云ふことが、康永三年記の親鸞聖人門弟交名牒に見えてゐるが、康永三年は聖人の寂後八十二年に當り、これより已前の永仁三年、即ち聖人の三十三回忌に作られた御傳鈔には、

すべて門葉國郡に充滿し、末流處々に遍布して幾千萬といふことを知らず、其稟教を重んじて彼報謝を抽んづるともがら、縑素老少面々にあゆみを運んで、年々廟堂

に詣す。

とあつて、その頃、盛んに聖人の遺法たる淨土眞宗が流行してゐたことが知られ、存覺聖人の御書きになつた報恩講式の如きも、亦この頃聖人の遺徳を讃歎したもので、かやうに多くの遺弟は聖人を先師聖人、又は本願寺聖人として敬慕し、遺された眞宗の法義を相續しつゝ、みな報恩念佛にいそしんでゐたのである。

第三節 眞宗教團の設備

覺如上人が本願寺を經營せられることになる已前、おそろく正和三年ごろ洛西葛野郡西山に久遠寺を創建せられ、元亨元年六月これが眞宗道場たるべき勅を蒙り、元弘三年また護良親王の令旨によつて、大谷本願寺と共に覺如上人これが留守職を兼帯せられ、此處で上人が本願鈔や改邪鈔を撰述せられ、從覺さまも亦こゝで末燈鈔を寫されたと云ふことが、それらの奥書に見えてゐる。其外、覺如上人の弟子乘專が京都

出雲路に毫攝寺を、存覺上人が今小路に常樂寺を、同上人の弟子了源が佛光寺を、同門慈空が錦織寺を建立し、また此頃下野高田に専修寺、備後山南に光照寺、大和に願行寺・正定寺などが建立せられ、其他の地方では、有力なる弟子によつて道場が經營せられて居り、これらの諸寺及び道場に安置する本尊は、六字九字十字の名號であつて、上下の賛には無量壽經第十八願、第十一願または「必得超絶去往生安養國」等四十字の經文をあらはし、また改邪鈔にいふ如く「佛法示誨の恩徳を戀慕し仰崇せんが爲に、三國傳來の祖師先徳の像を圖繪し」たものあり、従つて淨土論の「世尊我一心」等善導大師の「言南無者」等の文を以て賛としたもの等があつて、是等は親鸞聖人の書かれた尊號眞像銘文や淨土高僧和讃、従つて教行信證と連絡のあるものである。次に聖教は三經七祖聖教及び宗祖の撰述に係る聖教に依つて、淨土眞宗の正法を顯彰することに努められ、従つて是等の聖教、特に宗祖のそれを寫すことも流行し、其の多くが假名聖教であつたことは、宗祖の御消息が編輯されたこと、併せて注意すべ

きであるが、存覺上人の六要鈔の如き、漢文を以て教行信證を註釋し、長く後の學者を指導されたものもあり、兎に角、眞宗の原始教團は覺如・存覺二上人の努力によつて發展の緒についた。

第四節 佛教と眞宗

然しながら之を淨土宗の異流と比較して見れば、親鸞聖人の遷化の時分、鎮西派に著名なる良忠記主禪師が活動して居り、記主禪師の寂後は白旗寂慧、名越尊觀等が現はれて盛に教線を擴張し、京都では淨華院の禮阿、悟眞寺の了慧が同じく鎮西義を主張してゐた。尤も同派の勢力は當時多く關東に在つたから、京都は西山派の方が優勢であつて、三鈷寺・二尊院・禪林寺などに高僧があらはれ、皇室貴族の間に淨土の教を弘通しつゝあつた。これに對し、眞宗は甚だ微少であつて、とても比較にならぬ状態であつて、關東の親鸞門侶を以て、同地方の淨土宗或は他の諸宗に對して見ても、

また劣勢であつたことは京都と變りがない。本朝高僧傳によれば、親鸞聖人の寂後、鎌倉時代の終りまで六十五年間に現れた高僧は四百五十餘人であるが、其中の二百二十人ほどは天台・眞言二宗の高僧であつて、残り二百三十餘人のうちでは、禪宗の高僧一百餘人が最も多く、これに次いで律宗・日蓮宗の高僧おのゝ四十人内外を數へ、律宗の復興した趣がよくわかる。そして淨土宗の高僧として擧げられた者が三十餘人であるから、當時の淨土宗といへども未だ他宗と並び立つことが出来ない状態であつたが、眞宗で著はれたものは殆ど無いと云ふありさまで、元亨釋書には親鸞聖人の傳記も掲げてない。いま此の六十年間に、注意すべき眞宗の名人を拾つてみると、常陸鹿島の性信、武藏荒木の源海、遠江鶴見の專信、常陸河和田の唯圓、奥州大網の如信、下野高田の顯智等五六人と上記京都の諸師三四人に過ぎぬのであるから、眞宗の原始教團が史上に著はれてゐないのも當然と云ひ得るが、然し社會の深部に潜流しつゝあつた親鸞教は、庶民の精神界に滲透してゐたのは事實であつて、是れ全く眞宗

が在家佛教であつたからである。出家の僧侶によつて成る聖道諸宗から見れば、在家の凡夫によつて出来た浄土真宗の教團は注意を惹かず、聖人及び其同行は僧侶でないとせられたものであらう。然しかやうに見られたところに即ち真宗の化風があつたので、特に庶民の生活が高度に引き上げられ、人間に生れたまゝ、此世のなりはひのまま、光明遍照のよろこびを信知し得たのであつて、かうした精神界の動きが蓮如上人の時代につながり、同上人の出現によつて覺如上人の理想が全く實現せられたわけであるが、上人の「御開山」親鸞聖人に對する崇敬は、決して一般普通のその如きものではなかつた。

尙ほ聖人が日本國民として如何なる信念を持つてゐらつしやつたか、またそれを如何に門徒に御示しになつたかと云ふことは別の機會に述べたいと思ふてゐる。(完)

親鸞聖人略年表

後 鳥 羽						德安	高 倉						
一八六一	一八六〇	一八五九	一八五八	一八五七	一八五六	一八四一	一八三五	一八三三					
九	七	六	三	二	建久元	養和元	治承三	安元元	承安三				
戊午	丙辰	乙卯	壬子	辛亥	庚戌	乙巳	己亥	乙未	癸巳	誕生			
							三月出家						
二	三	三	三	二	一	三	九	七	三	一			
源久元	源空上人、選擇集を著す(一説)	十一月、慈鎮、座主を辭し建仁元年再任、かくて四度座主となる	鎌倉に傳はる〇六月重源入寂	三月東大寺落慶〇此ころ浄土宗	慈鎮和尚、天台座主となる	源頼朝征夷大將軍宣下〇十一月、	榮西歸朝、臨濟宗を傳ふ	二月西行法師入寂	堅固を歎ず	九條兼實の日記に五濁惡世闢諍	八月重源、東大寺勸進となる	四月慈眼房寂空入寂	源空、彌陀念佛の專修を決信す

河 堀 後				恭 仲		德 順				
一八八	一八七	一八五	一八四	一八三	一八一	一八七	一八五	一八四	一八三	一八二
二	安貞元	嘉祿元	元仁元	貞應二	承久三	五	三	建保元	二	二
戊子	丁亥	乙酉	甲申	癸未	辛巳	丁丑	乙亥	癸酉	壬申	壬申
			此頃教行信證を書き、末法時に入りて六百七十五年、五個五百年なりと彌女生る(惠信尼四十三歳)			此ころ稻田に住するか		四月常陸に入る○三部經千部讀誦を發願す		
六	五	三	三	三	四	四	四	四	四	四
信空入寂	二月源寬入寂○空阿入寂○二月	九月慈鎮和尚入寂	十二月北條泰時執權	二月道元宋より歸朝曹洞宗を傳ふ	八月聖覺、唯信鈔を作る		五月僧徒の武事に與ることを禁ず○鎌倉壽福寺落慶	六月高辨、莊嚴記を著して彌陀念佛を破斥す	二月源空上人示寂○聖光、筑後に善導寺を建つ	正月源空上人示寂○聖光、筑後に善導寺を建つ

門 御 土							
一八一	一八三	一八四	一八五	一八七	一八九	一八七	一八一
建仁元	二	三	元久元	二	承元元	三	建曆元
辛酉	壬戌	癸亥	甲子	乙丑	丁卯	己巳	庚午
六角堂に參籠して觀音の冥助を蒙り源空上人の門に入る		此ころ妻帯か		四月源空上人より選擇集の書寫を許され内題等を自書して付與せらる○閏七月源空上人より影像及びそれに賛文を自書して付與せらる	二月 宗祖流罪(越後國府)	此ころ惠信尼(二十九歳)と結婚か	三月 信蓮房生る 十一月 宗祖勅免を蒙る
元	三	三	三	三	三	三	元
九條兼實、源空上人に就いて出家○長西、源空の門に入る		十月 山徒、專修念佛の停止を決議す 十一月 源空、七箇修起請文を書く	十月 貞慶專修念佛停止を上奏す	二月 專修念佛停止宣下○安樂を斬罪に處す○源空上人(土佐)流罪○門弟八人も流罪に處せらる○四月九條兼實薨	九月 熊谷直實卒去		二月 俊仍宋より歸朝儒佛二教の書籍圖畫を將來す 十一月 源空及び諸弟子勅免○選擇集の初版出づ

草		深		後	
一九六	康元元	一九五	七	一九四	六
	丙辰		乙卯		甲寅
一月中往還廻向文類を 力に書く 尊(く)を 力(を)と 類(あり)と 向(あり)と 文(あり)と 類(あり)と	返事同絶信房へ 不離を説く 生論加字 か(く)を 尊(く)を 力(を)と 類(あり)と	三月入出に門偈を作 八月大願を信房へ 返事同絶信房へ 不離を説く 生論加字 か(く)を 尊(く)を 力(を)と 類(あり)と	首を安御影 か(く)を 尊(く)を 力(を)と 類(あり)と	四月隆寛の一念別事を 六月尊號眞像銘文(略本)を 七月淨土類聚鈔を著す 説正嘉元年愚禿鈔を著す 類(略)及念佛者の疑問を答 か(く)を 尊(く)を 力(を)と 類(あり)と	九月信空(?)の後世物語を 〇十一月二河白道を延べ 〇十二月淨土和讃を著す(反故 裏書所引)(一説建長七年)
	辛亥		壬子		癸丑
閏九月門弟に來迎不來迎の義を 説く〇十月明法房(辨圓)入寂	二月明法房等の往生したる事に 就いて論ず				
九		八		七	
	北條時頼、道隆禪師に就いて出家	六月東福寺落慶、聖一國師開基として請ぜらる		四月日蓮法華宗開立〇八月道元禪師入寂〇十一月建長寺建つ	八月良遍入寂〇鎌倉大佛鑄造

		峨嵋後				條四																						
一九〇九	建長元	一九〇八	二	一九〇七	寶治元	一九〇六	四	一九〇五	三	一九〇四	二	一九〇三	寛元元	一九〇二	二	一九〇一	仁治元	一八九九	曆仁元	一八九八	嘉禎元	一八九七	貞永元	一八九六	三	一八九五	寛喜二	
	己酉		戊申		丁未		丙午		乙巳		甲辰		癸卯		辛丑		庚子		戊戌		乙未		壬辰		辛卯		庚寅	
唯信鈔文意を著す(一説建長二年)		五月高僧和讃を著す		二月尊蓮、教行信證を寫す		三月 自力他力事を寫す							十二月彌女の一身上に就いて讓渡文をかく、彌女二十歳								關東より歸洛か				四月臥床〇起床の後ち三部經千部讀誦の志願を止む		夏唯信鈔を寫す	
七		六		五		四		三		二		一		九		八		七		六		五		四		三		二
	律宗覺盛入寂			十一月善慧房證空入寂		三月北條時頼執權							二月證入入寂		五月良忠、鎌倉蓮華寺(光明寺)に住す		聖一國師宋より歸朝		二月良忠、鎌倉に入る		正月 聖光房入寂〇十二月勢觀房源智入寂		三月聖覺入寂〇聖一國師入宋		般若讚出版			

山 龜				
一九三	一九〇	一九九	一九八	一九七
弘長二	文應元	正元元	二	正嘉元
壬戌	庚申	己未	戊午	丁巳
○弘長二、十一、廿八入寂○廿九日夜御葬送、遺骨を東山大谷に納む	十一月彌陀如來名號徳を著す	閏十月たかた入道へ返事	六月尊號眞像銘文(廣)を著す○八月三部經大意をかく○十二月自然法爾の意を述ぶ	正月西方指南鈔去年書寫の残りを書き○唯信鈔文意を書き○二月眞佛寂○三月三經往生文類(廣)をかき○五月五種廻向文類(廣)をかき○八月念多宮太子身等を寫す○十月性信房に住正定證文を御記す○十一月眞佛寂○十二月念多宮太子身等を寫す
六	六	七	六	五
○五月二十一日彌女、惠信尼に父の寂を報ず、惠信尼八十一歳、彌女三十九歳	七月日蓮、立正安國論を幕府に進む			

昭和十六年六月二十日印刷
昭和十六年六月二十五日發行

著 者 西 光 義 遵

發 行 者 和歌山縣住吉町十四番地 小 山 法 城

印 刷 所 京都市下京區西洞院七條南
代表 須 磨 勘 兵 衛

發 行 所 本願寺布教研究所

京都市下京區楠筒通丹波口驛前下ル
電話下⑥八〇四七番

終

